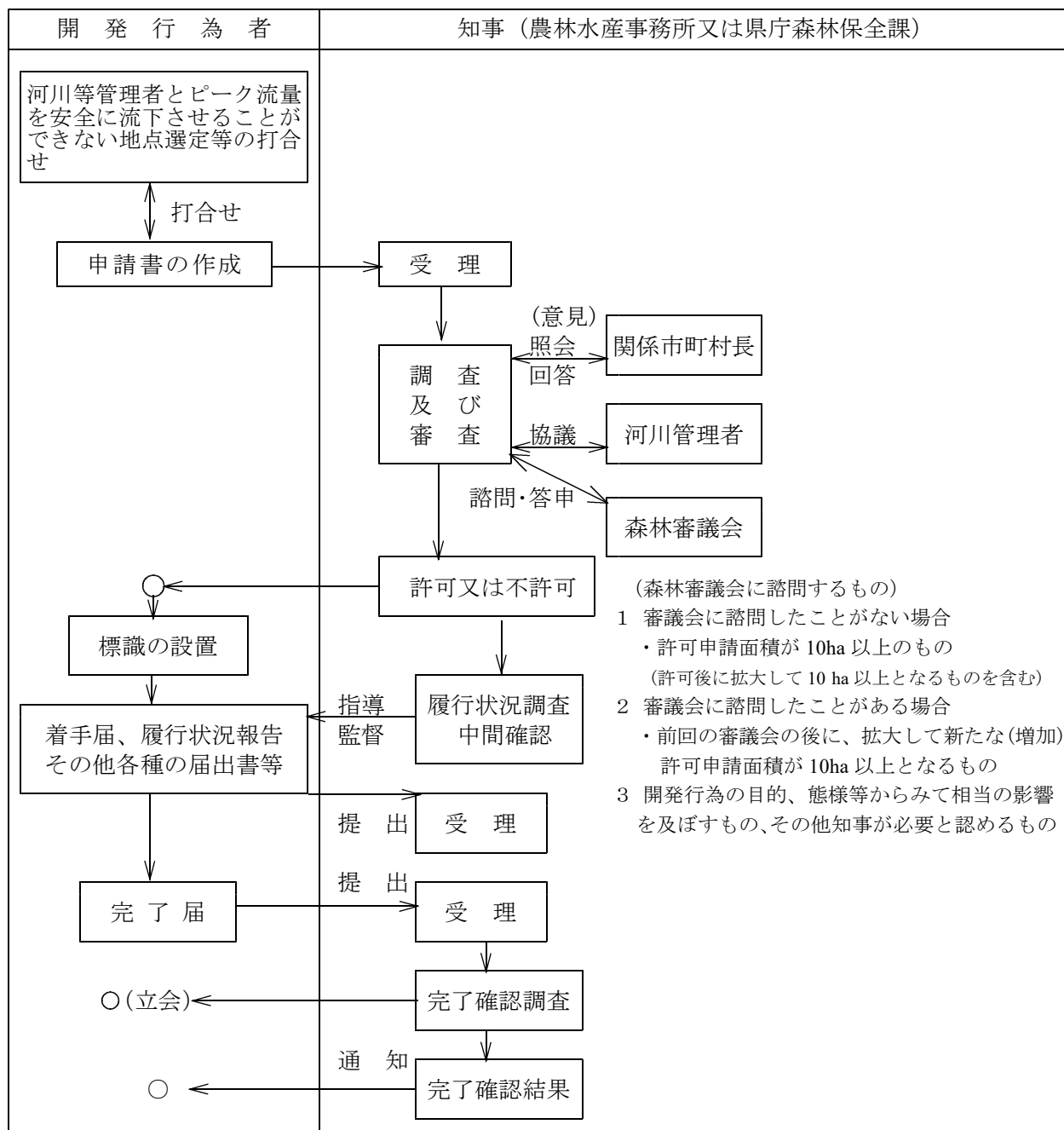


林地開発許可申請にあたって

令和7年5月

愛知県森林保全課

林地開発許可事務の流れ



林地開発許可制度に関する問い合わせ等

担 当 事 務 所 等	電 話 番 号	開 発 行 為 を し ょ う と す る 森 林 の 所 在 場 所
尾張農林水産事務所(林務課)	052-961-1658	瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡
知 多 " (林務課)	0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河 " (林務課)	0564-27-2733	岡崎市、刈谷市、西尾市、額田郡
豊田加茂 " (林務課)	0565-32-7398	豊田市、みよし市
新城設楽 " (林業振興課)	0536-62-0547	北設楽郡
" " (新城林務課)	0536-24-1006	新城市
東三河 " (林務課)	0532-35-6176	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
県庁森林保全課	052-954-6452	名古屋市

◎ 林地開発許可申請にあたって

○ 林地開発許可制度とは	1
1 許可を受けなければならない森林	
2 許可を受けなければならない開発行為	
3 許可制の適用を受けない開発行為	
4 許可の要件	
○ 林地開発許可申請の留意事項	2
1 申請の前に留意すること	2
2 林地開発許可申請書の作成上の留意事項	3
3 申請書及び添付図書の規格等	4

◎ 林地開発許可申請書の様式及び記載例

○ 林地開発許可申請書	5
○ 第1 開発行為をしようとする森林について	
当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意の状況等	6
1 開発行為をしようとする森林の所在場所、同意の状況等明細表	6
2 土地所有者の同意書等	7
3 土地登記事項証明書	7
○ 第2 事業計画書	8
1 事業及び施設の名称	8
2 土地の選定理由	8
3 利用計画	9
4 事業の実施方法等	10
5 防災施設計画	11
6 水の確保等の計画	16
7 環境の保全計画	17
8 その他参考となる事項	18
○ 第3 資力及び信用があることを証する書類	19
1 事業に要する経費	19
2 資金の調達方法	19
3 その他参考となる書類	19
○ 第4 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類	20
○ 第5 図面	20
○ 図面作成上の留意事項	21
1 共通事項	
2 個別事項	
○ 同意書等の様式（例）	22

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 土地所有者等関係権利者の同意書 | 2 利害関係者の同意書 |
| 3 河川等管理者との打合せ記録簿 | 4 残置する森林等の管理に関する誓約書 |

◎ 林地開発許可を受けた後の留意事項 ----- 25

◎ 林地開発許可に係る届出書等の様式 ----- 27

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 様式 1 標識 | 様式 2 林地開発行為着手届 |
| 様式 3 林地開発変更許可申請書 | 様式 4 林地開発許可変更届出書 |
| 様式 5 林地開発行為に係る防災施設設置完了報告書 | |
| 様式 6 林地開発行為施行状況報告書 | 様式 6 の付表（出来形数量等対比表） |
| 様式 7 林地開発行為完了届 | 様式 8 林地開発行為中止（廃止）届 |
| 様式 9 林地開発行為に係る災害発生報告書 | 様式 10 林地開発行為に係る土地の権利譲渡届 |
| 様式 11 林地開発行為地位承継届 | 様式 12 代表者等変更届 |
| 様式 13 林地開発行為完了届（部分完了） | 様式 13 の付表（出来形数量等対比表（部分完了）） |

◎ 林地開発審査基準、洪水調節池の設置・造成森林に係る留意事項

○ 林地開発審査基準 ----- 35

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| 第 1 手続上の要件（規則第 4 条関係） | |
| 第 2 技術的基準（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全） | |
| 第 3 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について | 第 4 開発行為の一体性 |
| 第 5 開発行為に係る完了確認等 | 第 6 関係市町村長の意見（森林法第10 条の 2 第 6 項関係） |
| 第 7 その他 | 第 8 経過措置 |

○ 洪水調節池の設置に係る留意事項 ----- 59

○ 洪水調節池の設置に係る留意事項様式 ----- 73

- | |
|-----------------------------------|
| 様式 1 洪水調節池の必要性に係る各検討地点の計算結果とりまとめ表 |
| 様式 2 各検討地点の流出係数及び角屋式の定数等とりまとめ表 |
| 様式 3 各検討地点における流速等とりまとめ表 |
| 様式 4 洪水調節池の必要洪水調節容量等とりまとめ表 |

○ 洪水調節池の検討手順（フロー図） ----- 77

○ 造成森林に係る留意事項 ----- 83

○ 開発行為の一体性に係る留意事項 ----- 87

◎ 森 林 法 等

○ 森 林 法（抄） ----- 89

○ 森林法施行令（抄） ----- 93

○ 森林法施行規則（抄）、様式告示（抄） ----- 94

○ 開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて ----- 98

○ 森林法施行細則（抄） ----- 99

○ 林地開発施行要領 ----- 101

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 第 1 目 的 | 第 2 林地開発許可に係る事項の変更 |
| 第 3 開発行為に係る届出書等の様式 | 第 4 林地開発行為に係る連絡調整 |
| 第 5 連絡調整の変更等 | 第 6 連絡調整に係る通知書等の様式 |
| | 第 7 そ の 他 |

林地開発許可制度とは

森林を乱開発から守ること及び森林の土地の適切な利用を図ることを目的とし、1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については0.5ヘクタール）を超えて対象となる森林を開発しようとするときは、知事の許可を受けなければならない制度です。

1 許可を受けなければならない森林

この許可制の対象となる森林は、森林法第5条の規定によりたてられた地域森林計画の対象とされている森林です。

ただし、森林法や海岸法により指定された保安林や海岸保全区域内の森林は、除かれます。

※ 地域森林計画の対象とされている森林の区域は

県庁林務課又は農林水産事務所林務課（新城設楽農林水産事務所は林業振興課又は新城林務課）に備えられている森林計画図により確認してください。（県内の森林は、ほとんどが地域森林計画の対象とされています。）

2 許可を受けなければならない開発行為

この許可を必要とする開発行為は、

- (1) 道路だけをつくる場合は、幅員が3メートル（路肩部分を除く）を超え、かつ、その開発面積が1ヘクタールを超えるもの
- (2) 太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、その開発面積が0.5ヘクタールを超えるもの
- (3) その他の場合は、その開発面積が1ヘクタールを超えるものです。

なお、この「開発行為」は、「土石の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で、実施主体、実施時期、実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものです。「開発面積」とは、対象となる森林の開発面積です。

3 許可制の適用を受けない開発行為

次に掲げる場合は、この許可制の適用除外とされています。

ただし、(1)及び(3)の場合で、かつ、2の面積を超える開発行為を行うときは、あらかじめ（開発行為に着手する前に）知事と開発行為についての連絡調整をしていただくとともに関係市町村長に伐採届出書を提出してください。

- (1) 国又は地方公共団体が行う場合（国又は地方公共団体とみなす法人を含む）
- (2) 火災、風水害その他の非常災害のため必要な応急措置として行う場合
- (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合

4 許可の要件

開発行為が「申請に係る開発行為を行うことが確実であること」等という「手続き上の要件」のほか、次の「4つの要件」に当てはまると認められたときに許可されることになります。

(1) 「災害の防止」の要件

開発行為をする森林の有する災害防止の機能が、開発することによって失われ、その森林の周辺の地域において土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

(2) 「水害の防止」の要件

森林の有する水害防止の機能が、開発することによって失われ、その森林の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

(3) 「水の確保」の要件

森林の有する水源かん養の機能が、開発することによって失われ、その森林の機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(4) 「環境の保全」の要件

森林の有する環境保全の機能が、開発することによって失われ、周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

林地開発許可申請の留意事項

1 申請の前に留意すること

(1) 事業計画区域における公共事業等の確認

- ① 開発行為に係る森林において、過去に公共事業又は補助事業による森林整備等が実施されていた場合、費用額の弁償等が必要になる場合がありますので、事業実施の有無を確認してください。
- ② 問合せ先は、開発行為に係る森林の所在する市町村を管轄する農林水産事務所（名古屋市内にあつては県庁森林保全課）です。

(2) 林地開発許可申請書の提出時期等

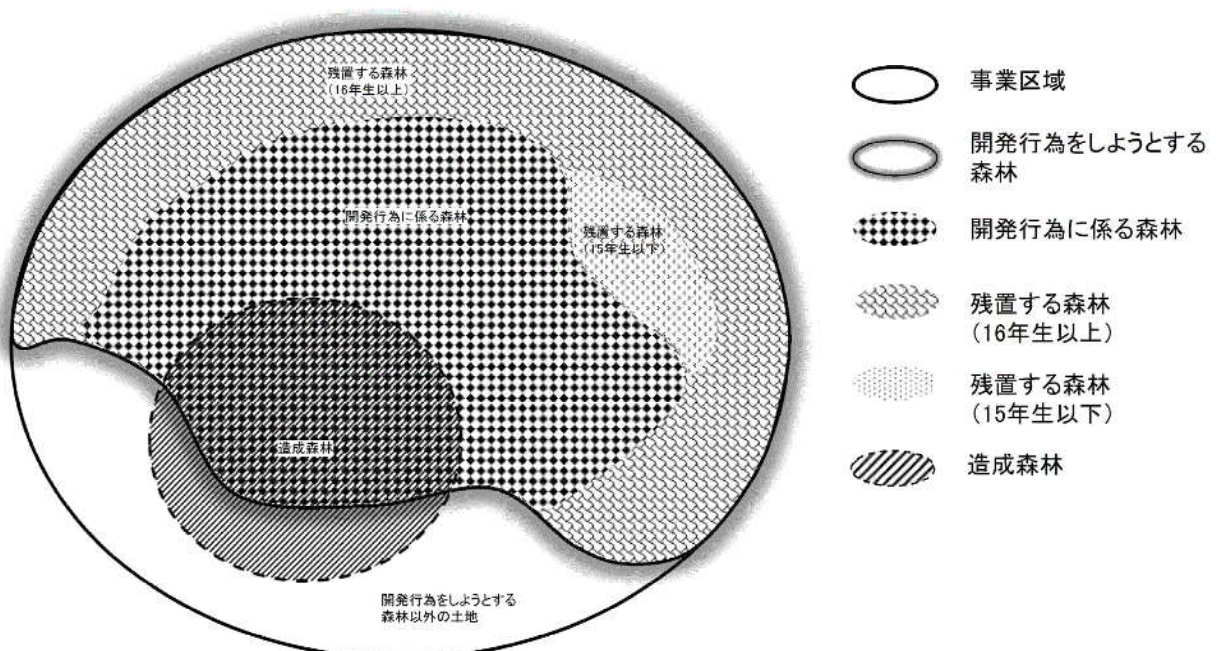
- ① 申請書は、「愛知県土地開発行為に関する指導要綱」に基づく協議が成立した後に、関係する他の許認可申請等と同時に提出してください。
ただし、同要綱の適用除外のものは、他の許認可申請等と同時に提出してください。
- ② 申請書の提出部数は、正副2部（許可申請面積が10ヘクタール以上のときは3部）です。
- ③ 申請書の提出先は、開発行為に係る森林の所在する市町村を管轄する農林水産事務所（名古屋市内にあつては県庁森林保全課）です。

2 林地開発許可申請書の作成上の留意事項

(1) 林地開発許可申請書等の作成は、林地開発審査基準等に基づき、原則として次に示す「申請書及び添付図書の規格等」、「申請書の様式及び記載例」及び「図面作成上の留意事項」により作成してください。

(2) 「様式及び記載例」等に使用されている主な用語の意味は、次のとおりです。

- ① 「事業区域」とは、開発行為をしようとする土地の区域のことをいいます。
- ② 「開発行為をしようとする森林」とは、開発行為に係る森林及び残置する森林のことをいいます。(即ち「事業区域に含まれる森林」のことです。)
- ③ 「開発行為に係る森林」とは、土地の形質の変更を行う森林のことをいいます。
- ④ 「残置する森林」とは、土地の形質の変更を行わないで保全される森林のことをいいます。
ただし、「残置森林率」とは、残置森林のうち15年生以下の若齢林を除いた面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいいます。
また、「森林率」とは、残置森林及び造成森林の合計面積の開発行為をしようとする森林の面積に対する割合をいいます。
- ⑤ 「造成森林」とは、土地の形質の変更を行った後に植栽により造成する森林であって、硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除きます。



3 申請書及び添付図書の規格等

(1) 書類の大きさは、原則としてA4版とすること。

ただし、表になっているもので、A3版とした方が適当であるものは、A3版三つ折りとして差し支えない。

(2) 事業計画書の様式に示した事項については、開発行為の目的、態様等に応じて省略することができる。

(3) 申請書等は、次の図に示すとおり編冊すること。

なお、図面は、A4版程度の規格の図面袋に納めるとともに、図面袋の表に図面の内容一覧表を添付すること。

また、添付資料は、見出し等を付けること

図面（位置図、区域図、現況図等）

資料（同意書、土地登記事項証明書等）

第4 防災措置を・・・・・・・・証する書類

第3 資力及び信用が・・・・・・・・証する書類

第2 事業計画書

第1 開発行為を・・・・・・・・同意の状況等

林地開発許可申請書

○○年○月○日

愛知県知事 殿

○○○○○○○○○○
□□ □□□□□

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	○○○○○○○○○○ 始め◇◇筆
開発行為に係る森林の面積	○○. ○○○○ヘクタール
開発行為の目的	□□□□□□□
開発行為の着手予定年月日	○○年○○月○○日
開発行為の完了予定年月日	○○年○○月○○日
開発行為の施行体制	○○○○○○○○○○ □□ □□□□□
備考	○○○○○○○○○○ □□□□□□□

資料 No. 1
資料 No. 2
資料 No. 3

様式及び記載例	林 地 開 発 許 可 申 請 書	
	年 月 日	
	愛 知 県 知 事 殿	
	申請者住所 氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)	
	次のとおり開発行為をしたいので、森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を申請します。	
	開発行為に係る森林の所在場所	〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇□□番地 始め◇◇筆
	開発行為に係る森林の面積	〇〇. 〇〇〇〇ヘクタール
	開発行為の目的	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
記載例	開発行為の着手予定年月日	年 月 日 (許可の日から)
	開発行為の完了予定年月日	年 月 日 (許可後〇〇か月間)
	開発行為の施行体制	施行者住所 氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)
	備考	都市計画法第〇条による〇〇許可 〇年〇〇月〇〇日申請
		〇〇〇〇法第〇条による〇〇許可 〇年〇〇月〇〇日申請
		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇年〇〇月〇〇日申請
注意事項	1 「開発行為に係る森林の所在場所」欄は、地番まで記載するとともに 2 筆以上あるときは、代表地番を記載し、「始め〇〇筆」と記載すること。	
	2 「開発行為に係る森林の面積」欄は、ヘクタールを単位として小数第 4 位まで記載すること。	
	3 「開発行為の目的」欄は、工場用地の造成、事業場用地の造成、住宅用地の造成、別荘地の造成、ゴルフ場の造成、レジャー施設の設置、農用地の造成、土石の採掘等と記載すること。	
	4 「開発行為の着手及び完了予定年月日」欄は、許可後すぐ着手するときは、()書きで「許可の日から」及び「許可後〇〇か月間」と記載すること。	
	5 「備考」欄は、開発行為を行うことについて他の法令の許認可等を必要とする場合には、その手続の状況等(環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続を含む)を記載すること。(原則として、他の法令等と同時に申請すること。)	

様式 及 び 記 載 例	第1 開発行為をしようとする森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意の状況等											
	1 開発行為をしようとする森林の所在場所、同意の状況等明細表											
	整理 番号	森 林 の 所在場所	面 積						権 利 の 種 類	権 利 者 の 住所・氏名	同 意 の 状 況	備 考
			① 土 地 登記簿 (㎡)	② 事業区域 内の実測 又は見込 み (ha)	③ ②のうち 地域森林 計画の対 象の区域 (ha)	④ ③のうち 開発行為 に係る森 林 (ha)	⑤ ③のうち残置する森林 (ha) 15 年生 以下 16 年生 以上					
	1	(記入例) 〇〇町大字 〇〇字〇〇 番地(一部)	756	0.0632	0.0585	0.0295	—	0.0290	所有権	〇〇市〇〇町〇〇 〇〇 〇〇	㊦・無	
									抵当権	〇〇市〇〇町〇〇 □□銀行◇◇支店	㊦・無	
	~~~~~											
	~~~~~											
	計	〇〇筆	77,000	5.3639	4.3295	2.8903	0.5618	0.8774				
	注 意 事 項	1 「森林の所在場所」欄は、1筆ごとに地番まで記載すること。 事業区域に1筆の土地の一部が含まれる場合は、地番の後に『(一部)』と記載すること。										
2 「面積」欄は、 (1) 「①土地登記簿」欄は、土地登記簿の表示面積を記載すること。 (2) 「②事業区域内の実測又は見込み」～「⑤残置する森林」欄は、ヘクタールを単位として小数第4位までの面積を記載すること。 なお、③～⑤の各欄の「計」は実測でなければならないが、「1筆ごとの面積」は土地登記簿の面積を基準に按分したもので差し支えない。												
3 「権利の種類」欄は、所有権、賃借権、地上権、抵当権、根抵当権等について該当するものを記載すること。												
4 「同意の状況」欄は、該当するものを○で囲むこと。												
5 「権利者の住所・氏名」欄は、現在の権利者のものを記載すること。												

※ 林地開発変更許可申請書及び届出書の提出にあたっては、本様式を用いて変更に係る項目について、2段書きで変更前後の数値等を示し、変更前後の違いを明らかにすること。

様式 及び 記載 例	2 土地所有者の同意書等																																														
	(1) 開発行為をしようとする森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書 (例) 資料No.○ (同意書) のとおり																																														
	(2) (1)以外の土地について当該開発行為の施行の妨げとなる者の同意一覧表																																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>土地の所在場所</th> <th>地目</th> <th>面積(実測又は見込み) (ha)</th> <th>権利の種類</th> <th>権利者の住所・氏名</th> <th>同意の状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								整理番号	土地の所在場所	地目	面積(実測又は見込み) (ha)	権利の種類	権利者の住所・氏名	同意の状況	備考							有・無																		計						
整理番号	土地の所在場所	地目	面積(実測又は見込み) (ha)	権利の種類	権利者の住所・氏名	同意の状況	備考																																								
						有・無																																									
計																																															
注 意 事 項	3 土地登記事項証明書																																														
	(例) 開発行為をしようとする森林の土地登記事項証明書は、資料No.○のとおり。																																														
	1 「開発行為をしようとする森林について当該開発行為の施行の妨げとなる者の同意書」は、同意書又は賃貸借契約書等を添付すること。																																														
	2 上記の「同意書」は、同意書等の様式例(22 ページ)を参照すること。																																														
注 意 事 項	3 「第1の2の(2)」の一覧表には、一筆の土地の一部が地域森林計画の対象の区域である場合についても、地域森林計画の対象の区域でない面積について記載すること。																																														
	4 「土地登記事項証明書」は、開発行為をしようとする森林についてすべて添付すること。 なお、土地登記事項証明書に記載されている権利者と現在の権利者とが異なる場合は、売買契約書等により現在の権利者が真の権利者であることが確認できる書類を添付すること。																																														

様式及び記載例	第2 事業計画書 1 事業及び施設の名称 (1) 事業の名称 (例) 工場用地の造成事業 (2) 施設の名称 (例) ○○工場□□事業所 2 土地の選定理由
注意事項	1 「事業の名称」は、住宅用地の造成事業、工場・事業場用地の造成事業、ゴルフ場の造成事業、レジャー施設の設置事業、農用地の造成事業、土石採掘事業（砕石）、鉱物採掘事業（けい石）等と記載すること。 2 「施設の名称」は、例えば、○○団地、○○会社、□□工場、◇◇カントリー、○○会社、◇◇採石場、○○採石○○工場等と記載すること。 3 「土地の選定理由」は、当該地の状況、周辺の土地の利用の状況等もふまえて、具体的に記載すること。

様式 及び 記載 例	3 利 用 計 画 (1) 全体計画と期別計画の概要 (2) 施設又は工作物の内容・種類 (3) 転用前後の土地の利用計画 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">用地の現況</th> <th>森</th> <th>林</th> <th>〇〇〇〇</th> <th>□□□□</th> <th>計</th> <th>比 率</th> </tr> <tr> <td>転用後の用途</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇 〇 〇 〇 〇</td> <td>ha</td> <td></td> <td>ha</td> <td></td> <td>ha</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>〇 〇 〇 〇 〇</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">~~~~~</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">残置森林</td> <td>15 年生以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 年生以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">比 率 (%)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (4) 写 真 (例) 資料No.〇 (写真) のとおり							用地の現況		森	林	〇〇〇〇	□□□□	計	比 率	転用後の用途							〇 〇 〇 〇 〇	ha		ha		ha	%	〇 〇 〇 〇 〇							~~~~~							残置森林	15 年生以下							16 年生以上							合 計								比 率 (%)							
	用地の現況		森	林	〇〇〇〇	□□□□	計	比 率																																																																		
	転用後の用途																																																																									
	〇 〇 〇 〇 〇	ha		ha		ha	%																																																																			
	〇 〇 〇 〇 〇																																																																									
	~~~~~																																																																									
	残置森林	15 年生以下																																																																								
		16 年生以上																																																																								
	合 計																																																																									
	比 率 (%)																																																																									
注	1 開発行為は、原則として、現地形にそって実施し、移動土量は必要最少限度とするよう計画すること。   2 「全体計画と期別計画の概要」は、該当する場合のみ具体的（全体と期別のそれぞれの区域面積、期別等を中心）に図面等を添付して説明すること。   3 「施設又は工作物の内容・種類」は、設置される施設等の内容について、具体的に記載すること。再生可能エネルギー発電設備の設置が目的である場合には、発電容量、FIT 認定の有無、風力発電の場合は風車の基数を記載すること。   4 「転用前後の土地の利用計画」は、次により記載すること。   (1) 「用地の現況」は、森林、原野、農地、宅地、水路、道路、既採掘地等に区分すること。   (2) 「転用後の用途」は、宅地敷、道路敷、法面敷、公園、広場、造成森林、造成緑地、残置森林等に、また、土石の採掘の場合は、採掘平場、採掘法面、プラント用地、資材置場、造成森林、残置森林等に区分すること。   (3) 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載すること。   5 「写真」は、全景及び近景とし、森林の概要がわかるものとする。   なお、許可申請面積が 10 ヘクタールを超えるものにあつては、航空写真(事業区域及び撮影年月日を明記)を添付すること。   また、全景及び近景の写真は、撮影位置及び方向を図面（現況図等）に明示すること。																																																																									
意																																																																										
事																																																																										
項																																																																										

様式及び記載例	<b>4 事業の実施方法等</b>						
	<b>(1) 工事仕様書</b>						
	(例) 資料No.○ (□□工事仕様書) のとおり						
	<b>(2) 開発行為の施行工程</b>						
	施設(工事)の種類   工 程	1	2	3	4	5ヶ月	備 考
<b>(3) 土工事の方法</b>							
切土勾配 1 : ○ ～ 1 : ○							
盛土勾配 1 : ○ ～ 1 : ○							
盛土については、一層の仕上がり厚は30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行う。							
<b>(4) 土 量 計 算</b> <span style="float: right;">単位：m³</span>							
	区 分	切 土	盛 土			捨 土	備 考
			切土転用	不 足 土	計		
	全体土量						
<b>(5) 捨土の方法</b>							
(例) 捨土については、○○市○○町○○□□番地外にて別添資料No.○のとおり処理する。							
<b>(6) そ の 他</b>							
注 意 事 項	1 「開発行為の施行工程」表の「備考」欄は、利用計画平面図等に付した番号を記載し、図面と対比できるようにすること。 2 工区を分けて、分割し完了を予定する場合には、その区域を利用計画平面図等に明示するとともに「開発行為の施行工程」表においても明確にすること。 なお、防災施設等の設置を先行して実施するように計画すること。 3 「土工事の方法」は、切土・盛土勾配、盛土の締め固め等について記載すること。 4 「土量計算」については、計算書等の根拠となる資料を添付すること。 5 「捨土の処理方法」は、図面（位置図、防災等計画平面図、断面図等）及び写真を添付し、説明するとともに選定理由、埋立後の土砂の流出防止措置等についても記載すること。 6 「その他」は、開発行為の目的が土石の採掘の場合は、①採掘する岩石の種類、②採掘の方法、③採掘手段（使用機械の名称、台数、能力等）、④運搬機械（名称、台数、能力等）等について記載すること。一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法について記載すること。						

様 式 及 び 記 載 例	5 防災施設計画					
	(1) 防災施設等の概要					
	ア 防災施設等に要する経費					
	区 分	規 格	数 量	単 価	金 額	備 考
	排 水 施 設 工 事 費	ヒューム管 φ 500	〇〇 m	〇〇〇 円	〇〇〇〇〇 円	
		小 計			〇〇〇〇〇	
	法 面 保 護 費	種子吹付	〇〇 m ²	〇〇〇	〇〇〇〇	
		小 計				
	緑 化 工 事 費	〇〇〇〇	〇〇〇 本	〇〇〇	〇〇〇〇	
		小 計				
	防 災 施 設 工 事 費	沈 砂 池				
洪水調節池						
小 計						
計						
イ 防災施設の維持管理方法						
(例) 沈砂池は施行中は6か月に一度、完了後は1年に一度、浚渫を行う。						
(例) 開発行為完了後も排水路及び調節池等の防災施設等を定期的に確認し、また豪雨時においても異常がないか確認し、必要に応じて補修を行う。						
注	1 「防災施設等に要する経費」は、排水施設工事費、法面保護費、緑化工事費、防災施設工事費等について、規格、数量、単価、金額等を記載すること。					
意	2 防災施設で既設のものがあるときは、その規格、数量を記載するとともに「備考」欄に「既設」と記載すること。(単価、金額の欄は、空白とする。) 防災施設で仮設のものがあるときは、その規格、数量、単価、金額を記載するとともに「備考」欄に「仮設」と記載すること。					
事	3 工区を分けて、分割完了を予定する場合には、全体及び工区ごとにそれぞれの工事に係る施設の規格、数量、単価、金額等を記載すること。					
項	4 「防災施設の維持管理方法」は、開発完了後の維持管理方法についても記載すること。					

## (2) 排水施設計画

## ア 排水施設計画とりまとめ表

区分	ブロック番号	集水区域の状況				雨水流出量			排水施設						安全率 ( $\frac{Q_2}{Q_1}$ )	備考
		林地	草地	耕地	裸地	集水面積 A	流出係数 f	雨水流出	種	断面積 a	径深 R	粗度係数 n	勾配 I	流速 v	排水流	
工事中		ha	ha	ha	ha	ha		m ³ /s		m ²				m/s	m ³ /s	別添構造図 No.○を参照
工事後																

## (7) 雨水流出量の算出根拠

(例)

$$Q_1 = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

$Q_1$  : 雨水流出量 (m³/sec)  
 $f$  : 流出係数 (林地=○. ○○、草地=○. ○○、裸地=○. ○○、を使用)  
 $r$  : 設計雨量強度 (10 年確率雨量強度) (mm/hr)  
 $A$  : 集水区域面積 (ha) (○○mm/hr)

の計算式で算出した。(とりまとめ表の流出係数は面積加重平均により算出)

## (4) 排水施設の「排水流量」算出根拠

(例)

$$Q_2 = v \cdot a$$

$Q_2$  : 排水流量 (m³/sec)  
 $v$  : 流速 (m/sec)  
 $a$  : 断面積 (m²)

(マニング式)  $v = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$

$v$  : 流速 (m/sec)  
 $n$  : 粗度係数  
 $R$  : 径深 (m)  
 $I$  : 勾配

の計算式で算出した。(使用因子は「排水施設計画とりまとめ表」のとおり)

- 1 「排水施設計画とりまとめ表」は、「工事中」と「工事後」に分けて作成、記載すること。
- 2 排水施設の「排水流量」を算出するための「流速」は原則としてマニング式を使用すること。  
 なお、「流速」は、原則として 0.2 ～ 6.0 m/sec とし、6.0 m/sec をこえる流速については「落差工」等のウォータークッションを設けて水路勾配を緩やかにして、流速を減ずるような方法又は断面積を 2 倍以上にする等の安全措置を講ずること。
- 3 「安全率」は、10 割水深時は 1.2 倍以上又は 8 割水深時は 1.0 以上とすること。

様式及び記載例	イ 流末処理の方法   (例) ヒューム管φ○○○のものを○○町管理の○○川に接続し、放流する。   なお、○○川の雨水流出量及び排水許容流量は、「排水施設計画とりまとめ表」のとおりである。   また、○○川の管理者である○○町とは、資料No.○のとおり○○年○月○日に打合せを行い、同意を得ている。
注意事項	1 「流末処理の方法」は、   (1) どのような排水施設を、どこに接続し、処理するのか記載すること。   (2) 接続する河川等の管理者と打合せを行った結果等の記録簿を添付するとともにその概要を記載すること。(同意書等の様式(例)3を参照)

様式 及 び 記 載 例	(3) 流出土砂防止施設計画																			
	流出土砂防止施設計画とりまとめ表																			
	区分	ブロック 番号	集水区域の状況				流出土砂量								貯砂量			安全率	備考	
			集水 面積	状況				裸地			草地(又は耕地)			計	種類及び構造	数 量	貯砂 量			
				裸地	草地	耕地	林地	面積	ha 当たり 流出量	期 間	土砂 量	面積	ha 当たり 流出量							期 間
	工事 中	ha	ha	ha	ha	ha	ha	m ³ /年	年	m ³	ha	m ³ /年	年	m ³	m ³		個	m ³		
	工事 後 3 年																			
工事 後 4 ～ 5																				
注 意 事 項	ア 流出土砂量の算出根拠   イ 浚渫の方法   (4) 法面保護措置   擁壁等の設計根拠   (例) 資料No.○ (○○○○○) のとおり																			
	1 「流出土砂防止施設計画とりまとめ表」は、「工事中」と「工事後」に分けて作成し、記載すること。																			
	2 「流出土砂量」は、地形、地質、工事内容等を勘案して決定すること。																			
	(注) ① 流出土砂量については、「林地開発審査基準」を参照のこと。																			
	② 工事中の期間が4ヶ月未満のものは、4ヶ月として計算すること。																			
③ ゴルフ場等の大規模な開発行為及び公共施設等の近くで実施される開発行為については、原則として工事後5年間の流出土砂量を見込むこと。																				
3 「期間」は、その期間内に土砂の浚渫を行うことが確実であること。																				
4 「法面保護措置」は「林地開発審査基準」を参照のこと。																				

様式及び記載例	(5) 洪水調節計画   ア 洪水調節施設等が必要か否かの検討   (ア) 検討地点（開発後のピーク流量の増加率が 1 %となる地点等）の選定   (イ) 各検討地点の平均流出係数等の算出   (ウ) 各検討地点における河川等の断面の調査及び流速・流量の算出   (エ) 開発中及び開発後の 30 年確率雨量降雨時のピーク流量と 検討地点の流下能力との比較   ◎ 河川等の改修又は洪水調節池の設置が必要か否かの判定   イ 洪水調節施設の構造の検討  <table border="1" data-bbox="311 716 1412 1276"> <tr> <td data-bbox="311 716 662 1276"> (例) (河川等改修による場合) ① 改修の設計根拠  ② 施設の構造等 </td><td data-bbox="662 716 1412 1276"> (例) (洪水調節池の設置による場合) ① 洪水調節池の必要洪水調節容量の算出 a 現況河川等の流下能力に相当する雨量強度の確率年 (n 年) の算出 b n 年確率降雨時ピーク流量等の算出 c 開発中及び開発後の 5 年確率降雨時ピーク流量等の 算出 d 洪水調節池からの許容放流量の算出 e 必要洪水調節容量の算出 ② 洪水調節池の構造 a 排水孔（又は放流管）の断面積、調節有効水深等 b 余水吐の設計 c 堤体の安全性の確認（構造計算等） </td></tr> </table>  ウ その他	(例) (河川等改修による場合) ① 改修の設計根拠  ② 施設の構造等	(例) (洪水調節池の設置による場合) ① 洪水調節池の必要洪水調節容量の算出 a 現況河川等の流下能力に相当する雨量強度の確率年 (n 年) の算出 b n 年確率降雨時ピーク流量等の算出 c 開発中及び開発後の 5 年確率降雨時ピーク流量等の 算出 d 洪水調節池からの許容放流量の算出 e 必要洪水調節容量の算出 ② 洪水調節池の構造 a 排水孔（又は放流管）の断面積、調節有効水深等 b 余水吐の設計 c 堤体の安全性の確認（構造計算等）
(例) (河川等改修による場合) ① 改修の設計根拠  ② 施設の構造等	(例) (洪水調節池の設置による場合) ① 洪水調節池の必要洪水調節容量の算出 a 現況河川等の流下能力に相当する雨量強度の確率年 (n 年) の算出 b n 年確率降雨時ピーク流量等の算出 c 開発中及び開発後の 5 年確率降雨時ピーク流量等の 算出 d 洪水調節池からの許容放流量の算出 e 必要洪水調節容量の算出 ② 洪水調節池の構造 a 排水孔（又は放流管）の断面積、調節有効水深等 b 余水吐の設計 c 堤体の安全性の確認（構造計算等）		
注意事項	1 「洪水調節計画」については、「林地開発審査基準」及び「洪水調節池の設置に係る留意事項」を参照のこと。   2 「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」の河川等管理者の同意については、打合せ記録簿を添付すること。（同意書等の様式（例）3 を参照）河川等の管理者等との打合せの内容については、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」及び流末処理の方法等について具体的に記述すること。なお、河川等が合流する場合で、合流先で当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が 1 %を下回る場合には、合流先の河川等管理者より、1 %を下回ることの同意及び合流前の河川等でピーク流量を安全に流下させることができない地点を選定することについて差し支えない旨の同意も得ること。   3 「各検討地点における河川等の断面の調査」については、河川等の断面の調査の写真及び断面図を添付すること。		

様式及び記載例	<b>6 水の確保等の計画</b>   (1) 水量の確保の必要性等   ア 必要性の有無及び理由   イ 確保の方法   (2) 水質悪化の防止措置等
注意事項	1 水量の確保の必要性等の「必要性の有無及び理由」は、周辺における水利用の実態等からみて、当該地が開発されることによって、周辺地域の生活又は生産活動のための水の確保に著しい支障が生じるかどうか、その必要性の有無及び理由を具体的に記載すること。   また、「確保の方法」は、貯水池又は導水路の設置等その措置方法について具体的に記載すること。   なお、導水路の設置等として、取水する場合は、その水源に係る河川等管理者の同意の状況等についても記載すること。   2 「水質悪化の防止措置」は、土砂の流出による水質の悪化防止のため、どのような措置を講じているか記載すること。

様式 及 び 記 載 例	7 環境の保全計画					
	(1) 残置する森林等の面積及び割合					
		区 分		面 積	割 合	備 考
	開発前	① 開発行為をしようとする森林		ha	%	
	開発後	② 残置する森林	ア 15 年生以下		ア/①×100	
			イ 16 年生以上		イ/①×100	残置森林率
		③ 造成する森林		③/①×100		
		④ 小 計		(②+③)/①×100	森林率	
		⑤ 造成する緑地		⑤/①×100		
		⑥ 計		(④+⑤)/①×100		
※ 森林以外の土地に配置された造成森林についても、その面積を算出式の分子に含める。						
(2) 造成する森林、造成する緑地の造成方法						
(3) 残置する森林等の維持管理方法						
(4) 景観の維持対策						
(5) その他 (例) 資料No.○ (○○○に関する協定書) のとおり○○町と○年○月○日に協定を締結している。						
注 意 事 項	1 「残置する森林等の面積及び割合」は、ヘクタールを単位として小数第2位まで記載すること。 なお、残置森林率及び森林率の割合を算出するときに、事業区域内に保安林がある場合は、保安林面積を加えて計算し、保安林面積を備考欄に記載すること。					
	2 「造成する森林の造成方法」は、植栽する樹種、本数、植栽密度等について具体的に記載すること。 森林に復旧する場合は、原則として樹高1メートル以上のマツ・ヤシバブシ・ヤマモモ等の高木性樹木の中から適切な樹種を選択して、林地開発審査基準の本数以上を適切に植栽すること。(「造成森林に係る注意事項」を参照) なお、土石の採掘跡地等で必要があると認められる場合は、土砂の流出防止のため種子吹付(格子状に)、施肥、客土等を行うなどの措置を記載すること。					
	3 「造成する緑地の造成方法」は、低木性樹木、種子吹付、張芝等の措置について、具体的に記載すること。					
	4 「残置する森林等の維持管理方法」は、「残置する森林等に関する誓約書」等を添付して、具体的に記載すること。(同意書等の様式(例)4を参照)					
	5 「景観の維持対策」は、その内容について、具体的に記載すること。					
	6 「その他」は、環境保全等について、関係市町村等との協定の締結の有無等について記載すること。					

様式及び記載例	<b>8 その他参考となる事項</b>   (1) 利害関係者の同意の状況   (例) 地 元 代 表 者……資料No.○のとおり○年○月○日付けで同意済。   (2) 事業実施に関する議決書等   (例) 資料No.○ (○○○○) のとおり○年○月○日付けで議決されている。   (3) そ の 他
注 意 事 項	1 「利害関係者の同意の状況」は、当該開発行為に関する地元代表者、水利権者、漁業権者等の同意の状況について記載すること。(同意書等の様式(例)2を参照)   ※同意の取得が何らかの理由で困難な場合は、理由及び交渉経過書等、経過がわかる書類を添付する。   2 「事業実施に関する議決書等」は、役員会等の議事録の写しを添付してその概要を記載すること。

様式及び記載例	<b>第3 資力及び信用があることを証する書類</b>						
	<b>1 事業に要する経費</b>						
	(例) 土石の採掘の場合			(例) その他の場合			
	項 目	経 費	備 考	項 目	経 費	備 考	
	用 地 費	千円		用 地 費	千円		
	採 掘 経 費			土 木 工 事 費			
	防災施設工事費			防災施設工事費			
	諸 経 費			建 築 工 事 費			
	予 備 費			諸 経 費			
				予 備 費			
	計			計			
記載例	<b>2 資金の調達方法</b>						
	資 金 総 額  千円  〇〇〇, 〇〇〇	資 金 の 調 達 方 法					
		種 類	金 額	備 考			
		自 己 資 金	〇〇〇〇 千円	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
		〇〇補助金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
		銀 行 融 資	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
		製品売上金	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
	<b>3 その他参考となる書類</b>						
	(例) 資料№〇 (〇〇〇〇)						
	注意事項	1 「事業に要する経費」のうち「用地費」は、					
(1) 賃借権のときは、申請に係る期間の代金を「経費」欄に、また、「備考」欄に「賃借料」と記載すること。							
(2) 既に関済等所有権があるときは、「備考」欄にその買収年月日等を記載すること。							
(※筆数が複数の場合は代表的な買収年月日ほかとすること。)							
2 「資金の調達方法」の「備考」欄は、例えば「資料№〇 (残高証明書、〇〇補助金交付決定通知書、〇〇銀行融資証明書、・・・) のとおり」、また、土石の採掘の場合で製品売上金のときは「資料№〇 (製品売上予定表) のとおり」等、それぞれの欄に記載すること。							
なお、補助金、助成金等で交付決定通知がない場合は、その交付申請書及びその交付事務を担当する機関名 (部・課・係名) 等を記載した書類を添付すること。							
3 「自己資金」は、原則として、防災施設工事費以上の資金額が確保されていること。							
4 「その他参考となる書類」には、資金計画書、貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料、納税証明書、事業経歴書、法人の場合は法人の登記事項証明書、法人でない団体の場合は、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類等、法人の場合は定款、個人の場合は住民票等若しくは個人番号カードの写し等を添付し、添付する書類の名称を記載すること。							

様式及び記載例

第4 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

(例) 資料No.○ (○○○○) のとおり。

第5 図 面

1 位置図

2 区域図

3 現況図

4 利用計画平面図

5 面積求積図

6 土量配分平面図

7 断面図

8 土工定規図又は規格図

9 防災等計画平面図

10 構造図 (防災施設等設計図)

11 洪水調節計画平面図

12 緑地計画図

13 流域現況図

注意事項

1 「第4」については、申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付すること。例えば、建設業法許可書 (土木工事業)、事業経歴書 (必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。)、預金残高証明書、納税証明書、事業実施体制を示す書類 (職員数、主な役員・技術者名等)、林地開発に係る施工実績を示す書類 (監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。) 等を添付すること。

2 「第5」について、図面は、原則として、図面袋 (布製又は紙製) に納めること。

## 図面作成上の留意事項

## 1 共通事項

- (1) 図面には、①縮尺、②方位、③凡例、④図面の名称を必ず記載すること。
- (2) 図面の施設、工作物等は、彩色等の手法を用いて明示すること。

## 2 個別事項

No.	図面の種類	主な明示すべき事項	標準縮尺	備 考
1	位 置 図	事業区域	1/50,000 以上	捨土の位置も明示すること。
2	区 域 図	①事業区域、②開発行為に係る森林の区域及び残置する森林の区域、③市町村界及び町又は字の境界、④土地の地番及び形状、⑤里道、水路	1/500 ～ 1/5,000	
3	現 況 図	①地形、地物、標高、②行政区界、③事業区域、④森林の区域、⑤法令の規制区域、⑥土地の利用現況(農地、宅地、道路等)、⑦添付写真の撮影位置及び方向	1/500 ～ 1/2,000	
4	利 用 計 画 図 平 面 図	①地形、標高、②開発行為に係る森林の区域、③残置し又は造成する森林又は緑地の区域、④施設又は工作物の種類ごとの位置、記号又は番号、規模等、⑤法面の位置、形状及び小段、⑥縦・横断測点又は測線	1/500 ～ 1/2,000	捨土の処理箇所についても明示すること。
5	面 積 求 積 図	①事業区域、②開発行為に係る森林の区域、③残置する森林、緑地の区域、④造成する森林、緑地等の区域	1/500 ～ 1/2,000	面積の算出は、三斜求積法又は座標求積法を使用すること。
6	土量配分平面図 (運土計画図)	①事業区域、②森林の区域、③切土、盛土部分の位置、形状及び土量、④土砂の移動方向及び移動土量	1/500 ～ 1/2,000	土石の採掘の場合で、客土以外に盛土がないときは、省略して差し支えない。
7	断 面 図	①測点、②切土又は盛土高、③現況地盤線、計画地盤線及び勾配、④擁壁及び法面保護施設、⑤森林の区域	任 意	碎石、石材の採掘等で長期計画のあるものは、期別計画の断面も明示すること。
8	土 工 定 規 図 (標準断面図)	地質又は土質別の①切土、盛土の勾配、②小段の位置、幅及び間隔、③擁壁及び法面保護施設	1/100 ～ 1/200	
8	規 格 図	①ベンチの高さ、幅、②壁の傾斜、③表土剥ぎの幅等	任 意	極力、1枚の図面にまとめること。
	採掘跡地	①客土の厚さ、②植栽樹種、密度等		
	残 壁	①ベンチの高さ、②残壁の傾斜③小段(犬走りの幅)		
9	防 災 等 計 画 図 平 面 図	①集水区域界、②集水区域の番号及び面積、③排水施設の位置、記号又は番号、種類、形状、内のり寸法、勾配、延長、水の流れの方向及び放流先の名称 ④流出土砂の防止施設の位置、記号及び番号種類、規模及び貯砂量、⑤森林の区域	1/500 ～ 1/2,000	①集水区域及び施設の記号又は番号は、計算書と対比できるように番号等を付すること。 ②排水系統の複雑なものは、模式図も作成すること。 ③必要により、施行中と施行後に分けて作成すること。
10	構 造 図 (防災施設等設計図)	(正面図、平面図、側面図、断面図) ①構造各部の仕上り寸法、②材料の種類及び寸法、③基礎工の材料及び寸法	1/20 ～ 1/200	
11	洪水調節計画 平 面 図	①集水区域界、②集水区域の面積、③洪水調節池の位置、記号又は番号、種類、規模及び調節容量、④下流河川の名称、⑤流下能力の検討地点	1/500 ～ 1/2,000	洪水調節池の①縦・横断図、②容量計算書、③下流河道の縦・横断図を余白に記載すること。
12	緑 地 計 画 図	①残置森林、②造成森林、③造成緑地、④残置森林のうち若齢林(15年生以下)	1/500 ～ 1/2,000	各事項別に番号を付し余白に番号別の面積等の集計を記載すること。
13	流 域 現 況 図	①流域の地形、②土地利用の実態、③河川の状況(河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等)	1/2,000 ～ 1/10,000	調査地点別に番号を付し、余白に番号別の面積等の集計表を掲載すること。

(注)・3、4、5、6、9及び12の図面は、なるべく同一縮尺で作成すること。

## 同意書等の様式（例）

### 1 土地所有者等関係権利者の同意書（様式及び記載例第1－2関係）

土地所有者等関係権利者同意書			
開発行為者の住所及び氏名			
開発行為の目的			
開発行為の場所及び面積			
上記の開発行為の施行に当たって、次の森林の土地を使用することについては、異議なく同意します。			
同意年月日	森林の所在場所	権利の種類	権利者の住所及び氏名

**備考**

- 1 開発行為の場所及び面積は、例えば〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内、◇◇. ◇◇ ha と記載すること。
- 2 「森林の所在場所」欄は、地番まで記載すること。
- 3 「権利の種類」欄は、例えば所有権、賃借権、地上権等と記載すること。
- 4 1筆に係る所有権等が多数である場合は、別紙に共有者名簿を添付すること。

### 2 利害関係者の同意書（様式及び記載例第2－9－(1)関係）

利害関係者同意書		
開発行為者の住所及び氏名		
開発行為の目的		
開発行為の場所及び面積		
上記に係る開発行為の施行については、異議なく同意します。		
同意年月日	利害関係の内容	利害関係者の住所及び氏名

**備考**

- 1 開発行為の場所及び面積は、例えば〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇地内、◇◇. ◇◇ ha と記載すること。
- 2 「利害関係の内容」欄は、〇〇地区総代、水利権、漁業権等と記載すること。

## 3 河川等管理者との打合せ記録簿（様式及び記載例第2－6－(5)関係）

第 回				頁
事 業 者				
出 席 者	河川等管理担当者	日 時	年 月 日 ( )	
	事業者側担当者	場 所		
		打合せ等の方法	会 議 ・ 電 話	
・ 打合せの内容（別添図面参照）          				

備 考

- 1 記録簿は、打合せごとに記載すること。
- 2 打合せの内容については、ピーク流量を安全に流下させることができない地点及び流末処理の方法等について具体的に記述すること。

#### 4 残置する森林等の管理に関する誓約書（例）（様式及び記載例第2－8－(3)関係）

### 残置する森林等の管理に関する誓約書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所

氏名

次の残置する森林等について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

・残置する森林及び造成する森林等の区域及び面積

(1) 区 域 林地開発許可申請書に添付した利用計画平面図のとおり

(2) 面 積 〇〇．〇〇ヘクタール

記

(残置する森林等の保存)

1 残置する森林等は、他の目的には転用しません。

(地域森林計画の遵守)

2 残置する森林等が森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定による地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

(補植等の実施)

3 残置する森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

(保育管理の実施)

4 残置する森林等のうち、下刈、つる切り、除伐、間伐、施肥等を必要とする箇所及び造成森林等については、適切な保育管理を行います。

(立木の伐採)

5 残置する森林等の立木を伐採する場合は、伐採の理由、伐採箇所及び面積をあらかじめ関係農林水産事務所長又は農林基盤局林務部森林保全課長に届け出て、その承認を受けます。

(誓約事項の承継)

6 残置する森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡するときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

備考 1 土地の所有者が申請者以外の者である場合は、原則として申請者と森林所有者との連名の誓約書とすること。

2 面積は、ヘクタールを単位として小数第2位まで記載すること。

## 林地開発許可を受けた後の留意事項

林地開発許可を受けた開発行為は、えん堤、沈砂池等の防災施設の設置を先行し、切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認したうえで実施してください。

なお、林地開発許可には、次の届出、報告等をするように条件が付けられていますので、遵守して開発行為を実施してください。

### （標識の設置）

- 1 林地開発許可を受けた開発行為に着手するときは、当該開発行為地の見やすい場所に「森林法（第10条の2第1項）に基づく許可済」の標識（様式1）を必ず設置してください。

### （着手届）

- 2 林地開発許可を受けた者は、当該開発行為に関する工事に着手したときは、遅滞なく、「林地開発行為着手届（様式2）」を提出してください。

### （許可に係る事項の変更）

- 3 林地開発許可に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ協議し、「林地開発変更許可申請書（様式3）」、又は、「林地開発許可変更届書（様式4）」を提出して許可等を受けてください。

### （施行状況報告）

- 4 主要な防災施設が設置されてから、また暗渠のような埋設する施設については視認できる期間中に、「林地開発行為に係る防災施設設置完了報告書（様式5）」を提出し、県が中間確認を行うまでの間は、他の開発行為を行わないでください。開発行為の施行中は、許可の条件に従って「林地開発行為施行状況報告書（様式6）」を提出してください。

### （完了届）

- 5 開発行為が完了したときは、遅滞なく、「林地開発行為完了届（様式7）」を提出してください。  
なお、必要に応じて緑化等の措置後1、2年程度経過した時点の植生状態を確認した上で、完了確認とすることがあります。

### （中止又は廃止届）

- 6 開発行為を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ協議し、開発区域内及び周辺の地域に災害等が発生しないように必要な措置等を講ずるとともに「林地開発行為中止（又は廃止）届（様式8）」を提出してください。

### （災害発生報告）

- 7 開発行為の施行中に災害が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく、「林地開発行為に係る災害発生報告書（様式9）」を提出してください。

### （権利譲渡届等）

- 8 開発行為に係る土地の権利の譲渡等をしたときは、遅滞なく、「林地開発行為に係る土地の権利譲渡届等（様式10）」を提出してください。

### （地位承継届）

- 9 林地開発行為の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、「林地開発行為地位承継届（様式11）」を提出してください。なお、資力及び信用を確認できる書類並びに防災措置を講ずるため

に必要な能力を確認できる書類を添付してください。

(代表者等変更届)

- 10 林地開発許可を受けた者の代表者等の変更があったときは、遅滞なく、「代表者等変更届（様式12）」を提出してください。

## 林地開発許可に係る届出書等の様式

様式 1 (森林法施行細則第 2 条様式第 1)

森林法（第 条 第 項）に基づく許可済	
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
施 行 地 （森林の所在場所）	
行 為 の 目 的	
許可を受けた者の住所及び 氏名（名称及び代表者氏名）	
施行者の住所及び氏名 （名称及び代表者氏名）	
施 行 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備 考

標識の大きさは、縦 40 センチメートル以上、横 60 センチメートル以上とする。

様式 2 (森林法施行細則第 4 条様式第 3)

林地開発行為着手届		年 月 日
愛知県知事殿		
住所 氏名（名称及び代表者氏名）		
森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為は、次のとおり着手しました。		
許可年月日及び許可番号		
施 行 地 （開発行為に係る森林の 土地の所在場所）		
開 発 行 為 の 目 的		
着 手 年 月 日 及 び 完 了 予 定 年 月 日		
工事 施 行 者	住 所	
	氏 名 （名称及び代表者氏名）	
	連 絡 先	電話（ ） —
備 考		

備 考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 備考欄には、他の法令等に係る許認可を受けている場合に、当該法令等の題名、根拠条項、許認可年月日及び番号を記載すること。
- 3 標識の設置の状況を撮影した写真を添付すること。

様式3（森林法施行細則第3条様式第2）

林地開発変更許可申請書			
年 月 日			
愛知県知事殿			
住所 氏名（名称及び代表者氏名）			
森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為の内容を次のとおり変更したいので申請します。			
許可年月日及び許可番号			
開発行為に係る森林の土地の所在場所			
開発行為の目的			
開発行為に係る森林の土地の面積	変更後	変更前	増減内容
	ヘクタール	ヘクタール	増減      ヘクタール
変更事項			
変更の理由			
備考			

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 変更事項については、変更前及び変更後の状況を示した図面及び計算書を添付すること。
- 3 備考欄には、他の法令等による規制に係る変更の手續の状況等について記載すること。

様式4（林地開発施行要領第3-(4)様式第4）

林地開発許可変更届出書		
年 月 日		
愛知県知事殿		
住所 氏名（名称及び代表者氏名）		
森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を、次のとおり変更したいので届出します。		
許可年月日及び許可番号		
施行地（開発行為に係る森林の土地の所在場所）		
開発行為の目的		
変更理由		
変更事項	新	旧
備考		

備考

- 1 変更理由及び変更事項の欄は、変更事項等が複雑なときは「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載し添付することとして差し支えない。
- 2 変更事項が土地利用計画の変更のときは新旧を対比した面積、図面等を、また、防災施設等の変更のときは計算書等を添付すること。
- 3 備考欄は、他法令に基づく許認可等に関する変更の手續きの状況等を記載すること。

様式 5（林地開発施行要領第 3-(1)様式第 1）

林地開発行為に係る防災施設設置完了報告書	
年 月 日	
愛 知 県 知 事 殿	
住所 氏名（名称及び代表者氏名）	
森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為について、 次の防災施設の設置が完了しました。	
許可年月日及び許可番号	
施行地（開発行為に係る 森林の土地の所在場所）	
開 発 行 為 の 目 的	
防 災 施 設 の 名 称	
設 置 完 了 年 月 日	
備 考	1 工事記録写真・・・・・・・・別添 1 のとおり

備 考

1 工事記録写真は、防  
災施設等の施行状況を  
明示する写真を中心に  
添付すること。

様式6 (林地開発施行要領第3-(2)様式第2)

林地開発行為施行状況報告書			
年    月    日			
愛知県知事殿			
住所 氏名 (名称及び代表者氏名)			
森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の    年 月    日現在の施行状況を次のとおり報告します。			
許可年月日及び許可番号			
施行地 (開発行為に係る森林の土地の所在場所)			
開発行為の目的			
施 行 状 況 ( 進 捗 率 )	区      分	進捗率	備      考
	全 体 工 事	%	
	内 伐採工事		
	〇〇工事		
	〇〇〇〇		
備                      考		1 出来形数量等対比表・・・別紙1のとおり 2 工事記録写真・・・・・・別紙2のとおり	

備考

- 1 施行状況の区分の内訳欄は、伐採工事、土工事、排水工事、法面保護工事、防災施設工事、その他に分けて、それぞれ進捗率を記載すること。
- 2 工事記録写真には、写真撮影位置図を必ず添付すること。

様式6' (林地開発施行要領第3-(3)様式第3)

出来形数量等対比表					
年    月    日現在					
工    種	規    格	①設計数量	②出来形数量	差 引(②-①)	備      考

備考

備考欄は、数量の増減理由等について記載すること。

様式 7 (森林法施行細則第 4 条様式第 4)

林地開発行為完了届		年 月 日
愛知県知事殿		
住所 氏名(名称及び代表者氏名)		
森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為は、 次のとおり完了しました。		
許可年月日及び許可番号		
施行地 (開発行為に係る森林の 土地の所在場所)		
開発行為の目的		
完了年月日		
工事 施行 者	住所	
	氏名 (名称及び代表者氏名)	
	連絡先	電話( ) -

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 工事記録の写真、出来高平面図及び出来高数量等対比表を添付すること。

様式 8 (森林法施行細則第 5 条様式第 5)

林地開発行為中止(廃止)届		年 月 日
愛知県知事殿		
住所 氏名(名称及び代表者氏名)		
森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた開発行為につ いては、次の理由により中止(廃止)しました。		
許可年月日及び許可番号		
施行地 (開発行為に係る森林の 土地の所在場所)		
開発行為の目的		
中止(廃止)年月日		
中止(廃止)の理由		
防 災 措 置		
備 考		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 防災措置欄には、中止(廃止)時の工事の進捗状況、防災施設の設置状況等について具体的に記載すること。
- 3 工事記録の写真、現状を撮影した写真及び防災措置に係る平面図を添付すること。

様式 9 (林地開発施行要領第 3-(7)様式第 7)

林地開発行為に係る災害発生報告書   年    月    日   愛 知 県 知 事 殿   住所 氏名 (名称及び代表者氏名)   森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る 区域において、次のとおり災害が発生したので報告します。		
施行地 (開発行為に係る 森林の土地の所在場所)		
開 発 行 為 の 目 的		
災 害 の 発 生 年 月 日		
災 害 の 発 生 原 因		
災 害 の 発 生 区 域	別添図面のとおりに (面積          ヘクタール)	
被 害 の 状 況		
災害対策	応 急 対 策	
	恒 久 対 策	
備                      考	1    許可年月日等 2    写真、復旧計画書等	

備 考

- 1    被害の状況は、写真、  
図面等を添付して具体的に  
記載すること。
- 2    災害対策は、復旧計画  
書、図面等を添付して具  
体的に記載すること。

様式 10 (林地開発施行要領第 3-(8)様式第 8)

林地開発行為に係る土地の権利譲渡届   年    月    日   愛 知 県 知 事 殿   住所 氏名 (名称及び代表者氏名)   森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る 土地の権利を、次のとおり譲渡しました。		
許可年月日及び許可番号		
施行地 (開発行為に係る 森林の土地の所在場所)		
開 発 行 為 の 目 的		
譲 渡 に 係 る 土 地 の 所 在 場 所	譲 受 人 の 住 所 ・ 氏 名	

様式 11（森林法施行細則第 6 条様式第 6）

林地開発行為地位承継届   年    月    日   愛 知 県 知 事 殿   住所 氏名（名称及び代表者氏名）   森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた者の地位を次のとおり承継しました。	
許可年月日及び許可番号	
開発行為に係る森林の土地の所在場所及び面積	
開 発 行 為 の 目 的	
着 手 年 月 日 及 び 完 了 予 定 年 月 日	
許可を受けた者	住                      所   氏                      名 (名称及び代表者氏名)
承    継    年    月    日	
承                      継                      理                      由	
そ                      の                      他	

備 考

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 12（林地開発施行要領第 3 - (9) 様式第 9）

代 表 者 等 変 更 届   年    月    日   愛 知 県 知 事 殿   住所 氏名（名称及び代表者氏名）   森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた代表者等について、次のとおり変更が生じました。	
許可年月日及び許可番号	
施行地（開発行為に係る森林の土地の所在場所）	
開 発 行 為 の 目 的	
変    更    年    月    日	
変                      更                      事                      項	
変                      更                      理                      由	
そ                      の                      他	

備 考

1 変更事項は、新・旧を対照し、具体的に記載すること。

2 変更に伴う資料を添付すること。

様式 13（林地開発施行要領第 3-(5)様式第 5）

林地開発行為完了届（部分完了）

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所  
氏名（名称及び代表者氏名）

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為は、次のとおり完了しました。

許可年月日及び許可番号	
施行地（開発行為に係る森林の土地の所在場所）	
開 発 行 為 の 目 的	
完 了 年 月 日	工区～ 工区のうち 工区(出来形平面図のとおり)
工事 施行者	住 所
	氏 名 (名称及び代表者氏名)
	連 絡 先 (TEL - )
備 考	1 工事記録写真・・・別添 1 のとおり 2 出来形平面図・・・別添 2 のとおり 3 出来形数量等対比表・・・別添 3 のとおり 4 完了に係る土地の利用関係・・・別添 4 のとおり

備 考

1 工事記録写真は、防災施設等の施行状況を明示する写真を中心に添付すること。

2 出来形平面図には、切土・盛土の区分、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置、残置した森林の区域、主な写真の撮影位置・方向等を明示すること。

3 出来形数量等対比表には、防災施設の工種、規格、設計数量、出来形数量、差引増減等を明示すること。

4 完了に係る土地の利用関係は、完了に係る土地の転用前後の表とすること。

様式 13'（林地開発施行要領第 3-(6)様式第 6）

出来形数量等対比表（部分完了）

年 月 日現在

工 種	規 格	① 設計数量	②全体の出来形数量	③ ②のうち完了確認済	④ ②のうち今回完了	⑤(残数量)差引増減	備 考

備考 1 ①は、上段に事業区域全体の設計数量を（ ）書し、下段に部分完了区域に係る設計数量を裸書すること。

2 ④は、今回の部分完了区域に係る出来形数量を記載すること。

3 ⑤は、上段に事業区域全体の残数量を（ ）書し、下段に今回の部分完了区域に係る差引増減数量(①－④)を裸書すること。

4 備考は、今回の部分完了区域における増減理由等を記載すること。

# 林地開発審査基準

平成12年3月31日付け 12治第60号  
最終改正 令和5年3月31日付け4森保第1572号

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2の林地開発行為の許可に係る審査基準は、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）、森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和37年農林省告示第851号）、森林法施行細則（昭和28年愛知県規則第41号）及び林地開発施行要領（平成12年3月31日付け12治第60号）によること。また、次の要件を満たすものであること。

なお、地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域内に存する森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号のいずれかに該当する場合が多いと考えられるので、その審査は特に慎重に行うこと。

## 第1 手続上の要件（規則第4条関係）

申請の手続については、規則第4条に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していることを確認できること。

- 1 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後に遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

位置図、区域図及び計画書として必要な記載事項は、別記1のとおりとすること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて計画書として必要な事項を追加し又は不要な事項を省略することができるものとする。

- 2 開発行為に係る森林につき、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

- 3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。

- 4 申請者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることが明らかであること。防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認できること。具体的な内容については、別記1によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により資力及び信用を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。

また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認できること。

- (1) 防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認できること。
  - (2) 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出し、着手前に融資証明書を提出するものとする。
- 5 申請書に開発行為の施行者を記載するとともに、防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。具体的な内容については、別記1によること。ただし、開発行為の目的、態様等に応じて必要な書類を追加し、又は他の書類により防災措置を講ずるために必要な能力を確認できる場合には当該書類の添付をもって代替できるものとする。
- また、資力及び信用と同様、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出するとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出する等の方法により確認できること。
- 6 別記1に掲げる書類のほか、開発行為の目的、態様等に応じて知事が必要と認める書類を添付するものとする。

## 第2 技術的基準（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）

### 1 災害の防止（法第10条の2第2項第1号関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

宅地造成事業については、原則として①都市計画法第33条(開発許可の基準)第1項第7号の基準及び②宅地造成等規制法第9条(宅地造成に関する工事の技術的基準等)の基準による計画でも差し支えない。

#### (1) 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

なお、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量は、それぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とすること。

#### (2) 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、技術的細則は次に掲げるとおりとする。

ア 工法等は、次によるものであること。

(ア) 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

(イ) 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

(ウ) 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

(エ) 大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

イ 切土は、次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。

(イ) 土砂の切土高が10メートルを超える場合には、原則として、高さ5メートルないし10メ

一メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じ排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(ウ) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土は、次によるものであること。

(ア) 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

盛土高がおおむね 1.5 メートルを超える場合には、勾配が 35 度(約 1.5 割)以下であること。

(イ) 一層の仕上がり厚は、30 センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(ウ) 盛土高が 5 メートルを超える場合には、原則として 5 メートルごとに小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

(エ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施行、排水施設(暗渠工含む)の設置等の措置が講ぜられていること。

エ 捨土は、次によるものであること。

(ア) 捨土は、土捨て場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨て場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

(イ) 法面の勾配の設定、締め固めの方法、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

### (3) 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が(2)によることが困難である場合若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、技術的細則は次に掲げるとおりとする。

また、「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法面の勾配が 30 度(約 1.7 割)より急で、かつ、高さが 2 メートルを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 土質が表 1 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。(図 1～図 3 を参照)

(イ) 土質が表 1 の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度

を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5メートル以下のもの。(図1～図3を参照)

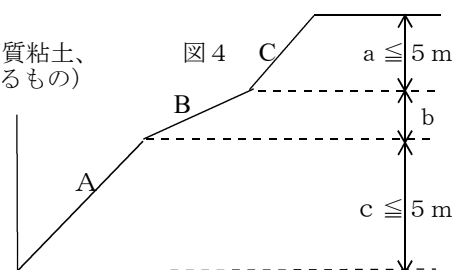
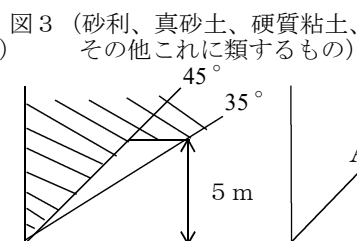
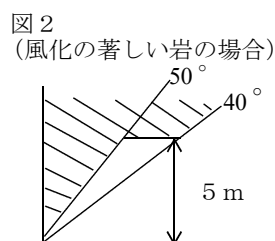
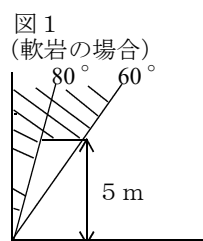
なお、この場合において、(ア)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(ア)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。(図4を参照)

表 1

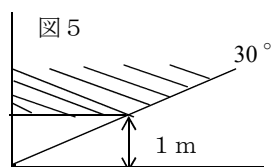
土 質	擁壁等を要しない勾配の上限	擁壁等を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く。)	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、硬質粘土、その他これに類するもの	35度	45度

イ 盛土により生ずる法面の勾配が30度(約1.7割)より急で、かつ、高さが1メートルを超える場合。(図5を参照)

#### 【切土】



#### 【盛土】



アの(イ)の「なお」以下は、Bが(ア)に該当する勾配で、AとCがそれぞれ表1の中欄の角度を超え、同表の右欄の角度以下のもので、それらの高さが5m以下である場合の高さは、 $a + c$ として算定し、 $b$ は算入しないこととしてよい趣旨である。(Bの法面は存在しないとし、AとCの法面が連続しているとみなす。)従って、 $a + c$ が5mを超える切土である場合は、擁壁を設ける必要がある。

ウ 擁壁の構造は、次によるものであること。

- (ア) 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。
- (イ) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- (ウ) 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
- (エ) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- (オ) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

#### (4) 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。

なお、法面保護は、次により行われるものであること。

ア 植生による保護(実播工、伏工、筋工、植栽工等)を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護(吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等)が行われるものであること。工種は、土質、気

象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

イ 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は、(3)のウによるものであること。

#### (5) 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する沈砂池等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかなこと。

なお、沈砂池等の設置は、次によるものであること。

ア 沈砂池等の容量は、次の(ア)から(エ)により算出された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

(ア) 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

(イ) 工事中の期間が4ヶ月未満のものは、4ヶ月として計算されたものであること。

(ウ) 開発行為の終了後における流出土砂量は、原則として表2を標準とするが、地形、地被状態等を考慮して適切に定められたものとし、3年間程度について想定されたものであること。

ただし、浚渫する場合は、この限りでない。

表2

地 被 状 態 等		1ヘクタール当たり年間流出土砂量
裸 地	3年目まで	50 $\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$
	4～5年目まで	20 $\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$
草 地		15 $\text{m}^3/\text{ha} \cdot \text{年}$

(エ) ゴルフ場等の大規模な開発行為及び当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、原則として5年間の流出土砂量を見込んでいること。

イ 沈砂池等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

ウ 沈砂池等の構造は、林野庁長官が別に定める「治山技術基準」（昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達）によるものであること。

エ 「災害が発生するおそれがある区域」については表3に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の(ア)及び(イ)を目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表3に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めること。

(ア) 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止

法」という。)の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

- (イ) 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表 3

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

オ 上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について別記 1 の計画書に必要な事項を記載すること。

## (6) 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

なお、排水施設の能力及び構造は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、次によるものであること。

- (ア) 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。

安全率は、10 割水深時は 1.2 倍以上又は 8 割水深時は 1.0 以上であること。

- a 排水施設の排水流量（流速は、原則としてマンニング式により算出されていること。）

$$Q_2 = v \cdot a \quad \left( \begin{array}{l} Q_2 : \text{排水流量 (m}^3/\text{sec)} \\ v : \text{流 速 (m/sec)} \\ a : \text{断 面 積 (m}^2\text{)} \end{array} \right)$$

$$(\text{マンニング式}) \quad v = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad \left( \begin{array}{l} n : \text{粗度係数} \\ R : \text{径 深 (m)} \\ I : \text{勾 配} \end{array} \right)$$

なお、流速は、原則として 0.2 ～ 6.0 m/sec とされていること。

また、粗度係数は、表 4 を参考として用いられていること。

表 4

排水設備の種類			粗度係数 (n)
素掘り	土		0.02 ~ 0.025
	砂岩	礫盤	0.025 ~ 0.04 0.025 ~ 0.035
現場施工	セメントモルタル コンクリート		0.01 ~ 0.013 0.013 ~ 0.018
	粗石	練空積	0.015 ~ 0.03 0.013 ~ 0.035
	遠心力鉄筋コンクリート管 コンクリート管 コルゲートパイプ		0.011 ~ 0.014 0.012 ~ 0.016 0.016 ~ 0.025

b 排水施設の計画に用いる雨水流出量（原則として合理式により算出されていること。）

ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、単位図法等によって算出することができる。

$$(合理式) \quad Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

$$\left( \begin{array}{l} Q_1 : \text{雨水流出量 (m}^3/\text{sec)} \\ f : \text{流出係数} \\ r : \text{設計雨量強度 (mm/hr)} \\ A : \text{集水区域面積 (ha)} \end{array} \right)$$

(a) 流出係数(f)は、表 5 を参考にして定められていること。

[面積加重平均したものを使用すること。]

表 5

地表状態 \ 区分	浸透能 小	浸透能 中	浸透能 大
林地	0.6 ~ 0.7	0.5 ~ 0.6	0.3 ~ 0.5
草地	0.7 ~ 0.8	0.6 ~ 0.7	0.4 ~ 0.6
耕地	—	0.7 ~ 0.8	0.5 ~ 0.7
裸地	1.0	0.9 ~ 1.0	0.8 ~ 0.9

(注) 区分欄の浸透能は、地形、地質、土壤等の条件によって決定されるものであるが、この表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

(b) 設計雨量強度(r)は、(c)による単位時間内の 10 年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20 年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条第 1 項第 4 号のロ又は土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30 年確率で想定される雨量強度を用いること。

(c) 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表 6 を参考として用いられていること。

表 6

流域面積	単位時間
50 ヘクタール以下	10 分
100 ヘクタール以下	20 分
500 ヘクタール以下	30 分

なお、本県の  $r$  年確率で想定される雨量強度については、実測値以外の場合は原則として君島式の降雨強度式によるものであること。

$$r = \frac{b}{t^n + a}$$

$$\left[ \begin{array}{l} r = 10 \text{ 年確率の雨量強度 (mm/hr)} \\ t = \text{雨水の到達時間 (分)} \\ a、b、n = \text{君島式の定数} \end{array} \right]$$

集水区域面積	単 位 時 間 (雨水到達時間)	本県の 10 年確率で想定される設計雨量強度 (mm/hr)				
		名古屋	小 原	岡 崎	豊 橋	設 楽
50 ha 以下	10 分	121	137	108	110	110
50 ～ 100 ha 以下	20 分	99	108	87	90	88
100 ～ 500 ha 以下	30 分	85	91	75	78	76

集水区域面積	単 位 時 間 (雨水到達時間)	本県の 20 年確率で想定される設計雨量強度 (mm/hr)				
		名古屋	小 原	岡 崎	豊 橋	設 楽
50 ha 以下	10 分	130	149	119	123	126
50 ～ 100 ha 以下	20 分	110	119	98	102	99
100 ～ 500 ha 以下	30 分	97	102	84	89	85

集水区域面積	単 位 時 間 (雨水到達時間)	本県の 30 年確率で想定される設計雨量強度 (mm/hr)				
		名古屋	小 原	岡 崎	豊 橋	設 楽
50 ha 以下	10 分	135	154	124	130	135
50 ～ 100 ha 以下	20 分	116	125	103	109	106
100 ～ 500 ha 以下	30 分	103	107	90	95	91

(イ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、いっ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて(ア)に定めるものより一定程度大きく定められていること。

(ウ) 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

イ 排水施設の構造等は、次によるものであること。

(ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

(イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

(ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

(エ) 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等又は排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当

該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

土地改良事業（草地を開発する場合を含む。）における設計雨量強度の算出に用いる単位時間は、「土地改良事業設計基準(排水)」(昭和 53.9.12 付け農林水産事務次官依命通達及び構造改善局長通達)の3・5・1の解説の(2)に基づいて算出された洪水到達時間を用いても差し支えない。

## (7) 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、技術的細則は次に掲げるとおりとする。

ア 森林地域において開発が行われると流出係数の増加及び排水施設の整備により雨水の流下集中が早くなるため、洪水到達時間が短縮されることにより、洪水時のピーク流量が増大することが想定される。

このため、下流の既設の排水施設や河川等の流下能力を高める必要があるが、やむを得ない事情により改修等ができない場合には、洪水調節池を設置するものとする。

イ 洪水調節池等の設置は、次によるものであること。

(ア) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められた場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中及び開発後における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、(5)のアによるものであること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に5年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この流下能力を超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

(イ) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上であること。

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

(ウ) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

(エ) 洪水調節池等を設置し、既設の排水施設又は河川等に排水する場合にあっては、あらかじめその管理者と十分連絡調整されていること。

(オ) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

(カ) 第2の2の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、同時に森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

※ 設計の詳細については、別添「洪水調節池の設置に係る留意事項」を参照のこと。

## (8) 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣、落石又はなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## (9) 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(6)のア、(7)のイの(ア)及び(イ)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

## (10) 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要な沈砂池、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

## (11) 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

## 2 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

宅地造成事業については、原則として①都市計画法第33条（開発許可の基準）第1項第3号の基準及び②宅地造成等規制法第9条（宅地造成に関する工事の技術的基準等）の基準による計画でも差し支えない。

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、洪水調節池の設置は、次によるものであること。

- (1) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での 30 年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められた場合には、50 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、1 の(5)のアによるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、1 の(7)のイの(ア)によるものであること。

- (2) 当該開発行為に伴いピーク流量が増加するか否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として 1 %以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30 年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められた場合には 50 年確率を用いること。）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

ただし、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。（河川等の管理者との打合せ記録簿を添付すること。）

- (3) 余水吐の能力は、1 の(7)のイの(イ)によるものであること。
- (4) 洪水調節の方式は、1 の(7)のイの(ウ)によるものであること。
- (5) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。
- (6) 第 2 の 1 の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号及び同項第 1 号の 2 のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。
- (7) 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、(1)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。
- (8) 開発行為の施行に当たって、水害の防止のために必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

- (9) 開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

※ 設計の詳細については、別添「洪水調節池の設置に係る留意事項」を参照のこと。

### 3 水の確保（法第10条の2第2項第2号関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

#### (1) 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

#### (2) 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

### 4 環境の保全（法第10条の2第2項第3号関係）の要件

当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

#### (1) 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。

なお、残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

ア 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）内の森林面積に対する割合は、別記2の「森林の配置等」の

「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」によるものとする。

また、残置森林等は、別記2の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、別記2に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、別記2に準じて適切に措置されていること。

イ 造成する森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表7を標準として均等に分布するよう植栽するものとする。

なお、切土・盛土法面に植栽する場合は、勾配が30度(約1.7割)以下の箇所に限る。

また、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特長、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本～1ヘクタール当たり1,000本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表7	樹高	植栽本数(1ヘクタール当たり)	備考
	1メートル以上	2,000本	高木性樹種
	2メートル以上	1,500本	
	3メートル以上	1,000本	

ただし、表7の基準により植栽した樹木が枯損のおそれがある場合は、表8の基準でも差し支えない。

表8	樹高	植栽本数(1ヘクタール当たり)	備考
	0.45メートル以上	3,000本	高木性樹種

ウ 道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えないものとする。

## (2) 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

なお、「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。

また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

## (3) 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、

主要道路等から景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

特に土砂の採取、道路の開設等の開発行為については、景観の維持上問題を生じないように、開発行為の対象地（土捨て場を含む。）の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき適切な配慮がなされていること。

#### (4) 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとする。

### 第3 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為について

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については、第1及び第2によるほか、別記3の事項によるものとする。

### 第4 開発行為の一体性

- 1 開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

#### (1) 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

#### (2) 実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

#### (3) 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

- 2 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては上記によるほか、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定状況も考慮の上、判断するものとする。

### 第5 開発行為に係る完了確認等

- 1 緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置については、植生が定着しないことが見込まれる場合で、緑化等の措置後1年程度経過した時点の植生状態の植被率等による確認及び、その後少なくとも1年間程度の経過観察による定着状況の確認を知事から求められたときは、これに応じるものとする。また、その結果、植生が定着していないと判断される場合には、必要に応じて再度緑化等の措置を講じるものとする。
- 2 防災施設の設置を先行するとともに、主要な防災施設が設置されてから県が中間確認を行うまでの間は他の開発行為を行わないものとする。

また、施行状況の定期的な報告を行うとともに、こうした防災施設の先行設置と効率的な施行を両立する観点から、防災施設の設置完了時の確認だけでなく、排水系統を同じくする流域を複数含むような大規模開発については小流域ごとの確認、暗渠のような埋設する施設については視認できる期間の確認が可能となるよう、開発行為の施行状況に応じた中間報告を随時行うものとする。

## 第6 関係市町村長の意見（森林法第10条の2第6項関係）

知事が関係市町村長あてに行った意見聴取の結果、調整すべき意見がある場合は、当該意見への対応状況を知事に提出するものとする。また、市町村長から法第10条の2第2項各号に関する具体的な懸念が表明されている場合等には必要に応じ、当該対応状況について関係市町村長へ説明し、知事へ報告するものとする。

## 第7 その他

次に掲げる事項について確認できること。

- 1 開発行為に係る土地の面積の規模

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的を実現するため適正な面積であることが明らかであること。

- 2 全体計画との関連

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるもので工区を区切って申請する場合には、全体計画との関連が明らかであること。

- 3 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における造林等の実施による原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

- 4 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

- 5 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって、周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていること。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

## 第8 経過措置

この審査基準は、令和5年4月1日以降に許可申請（変更許可を含む）を行うものに適用する。

ただし、令和5年4月1日以降1年以内に許可申請（変更許可を含む）を行うものについては、第2に限り、従前の基準により取り扱うものとする。

また、令和6年3月31日までに従前の基準で許可を受け、令和6年4月1日以降に変更許可申請を行うものについては、申請時点において既に施工中又は施工済であって変更が著しく困難な施設に限り、従前の基準により取り扱うことができるものとするが、第2により再検討のうえ、必要に応じて施設の拡大・追加等の措置を講ずるものとする。

別記 1

開発行為の許可の申請書に添付する書類について

規則第4条第1号に規定する開発行為に係る森林の位置図及び区域図、同条第2号に規定する開発行為に関する計画書、同条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類並びに様式告示の様式1中注意事項3に記載する防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類として必要な事項は、以下のとおりとする。

1 位置図

位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

2 区域図

区域図は、①開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の土地の区域、②それらの区域を明示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町・大字又は字の境界並びに③それらの区域に係る土地の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。

3 計画書

計画書の内容は次に掲げるとおりとする。

ただし、計画書の図面については、一枚で複数の図面の内容を記載できるときは、図面の名称をそれぞれ記入し、兼ねることができるものとする。

- (1) 開発行為に係る事業又は施設の名称
- (2) 開発行為をしようとする森林の面積
- (3) 現況図（地形、林況、開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）
- (4) 流域現況図（流域の地形、土地利用の形態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）
- (5) 利用計画平面図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）
- (6) 法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量
- (7) 防災等計画平面図（防災施設の位置・規格・規模等、切土・盛土・捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）
- (8) 防災施設等設計図（擁壁、沈砂池、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
- (9) 建築物等の概要図
- (10) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定等を添付すること。）

- (11) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
  - (12) 開発行為の施行工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
  - (13) 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
  - (14) 防災施設の維持管理方法（開発完了後の維持管理方法についても記載すること。）
  - (15) その他参考となる事項
- 4 資力及び信用があることを証する書類
- 資力及び信用の確認に当たっては、次に掲げる申請者に関する書類を添付することとする。
- (1) 資金計画書（計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる。）
  - (2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）
  - (3) 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
  - (4) 納税証明書
  - (5) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
  - (6) 法人の登記事項証明書
  - (7) 定款（法人の場合）
  - (8) 住民票等（個人の場合）
- 5 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類
- 防災措置を講ずるために必要な能力の確認に当たっては、次に掲げる林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類を添付することとする。
- (1) 建設業法許可書（土木工事業）
  - (2) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）
  - (3) 預金残高証明書
  - (4) 納税証明書
  - (5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）
  - (6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。）

別記 2 主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等

開発行為 の目的	事業区域内において残置 し、若しくは造成する森 林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 %以上とする。	- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。     1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね 30 %以下とする。
ゴルフ場 の造成	森林率はおおむね 50 %以上とする。 (残置森林率はおおむね 40 %以上)	- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。    - ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。
宿泊施設、 レジャー施設 の設置	森林率はおおむね 50 %以上とする。 (残置森林率はおおむね 40 %以上)	- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。    - 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね 40 %以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。    - レジャー施設に係る開発行為の 1 箇所当たりの面積はおおむね 5 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場 の設置	森林率はおおむね 25 %以上とする。	- 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。    - 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地 の造成	森林率（緑地を含む。） はおおむね 20 %以上と する。	- 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。 これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。    - 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		- 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。    - 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね 25 %以上とする。 (残置森林率はおおむね 15 %以上)	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね 30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。   また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。   2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
------------	--------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 1 残置森林率及び森林率とは、次のものをいう。

- (1) 「**残置森林率**」とは、残置森林(残置する森林)のうち若齢林(15 年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

$$\text{残置森林率}(\%) = \frac{\text{残置森林面積(15 年生以下の若齢林を除く)}(\text{ha})}{\text{事業区域内の森林面積}(\text{ha})} \times 100$$

- (2) 「**森林率**」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって、硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。  
この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。

$$\text{森林率}(\%) = \frac{\text{残置森林面積}(\text{ha}) + \text{造成森林面積(確実な成林が見込まれるもの)}(\text{ha})}{\text{事業区域内の森林面積}(\text{ha})} \times 100$$

2 開発行為の目的別区分等は、次のとおりとする。

- (1) 「**別荘地**」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置しようとする土地を指すものとする。
- (2) 「**ゴルフ場**」とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含めて取り扱うものとする。
- (3) 「**宿泊施設**」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。

なお、リゾートマンション、コンドミニウム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含めて取り扱うものとする。

- (4) 「**レジャー施設**」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド、ゴルフ練習場(ゴルフ場と一体のものを除く)等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
- (5) 「**工場、事業場**」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとし、再生可能エネルギー発電施設(太陽光を除く)、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等を含むものとする。
- (6) この表に掲げる開発行為の目的以外に開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、上記の区分に準じて取り扱うものとする。なお、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。
- (7) 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それ

それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。  
この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね 30 メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

- 3 レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1 箇所当たりの面積がそれぞれおおむね 5 ヘクタール以下、おおむね 20 ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ 5 ヘクタール、20 ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- 4 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1 箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- 5 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。
  - (1) 公園、緑地、広場
  - (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
  - (3) 緑地帯、緑道
  - (4) 法面緑地
  - (5) その他上記に類するもの
- 6 住宅団地の造成に係る「緑地」を分譲区画内に配置する場合は、「残置する森林等に関する誓約書」に加えて、分譲後も保全されることを担保する書類の提出が必要。（例：市町村の認可を受けた建築協定、分譲契約の特約（未契約時は特約案を提出、契約後に写しを追加提出））
- 7 太陽光発電設備の設置については、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とするものとする。

## 別記 3

## 太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の許可基準等

## 第 1 事業終了後の措置

太陽光発電事業終了後に原状回復等の事後措置を行う計画がある場合は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることとし、申請書にその内容を記載するものとする。

また、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、原状回復等する旨を盛り込むことが望ましい。

## 第 2 災害を発生させるおそれに関する事項

## 1 自然斜面への設置について

別紙第 2 の 1 の (1) の規定に基づき、開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

## 2 排水施設の断面及び構造等について

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、次のとおりとする。

## (1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を、表 5 によらず、伏工等による地表保護措置が行われることを考慮した上で、次の表を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

地 表 状 態 \ 区 分	浸 透 能 小	浸 透 能 中	浸 透 能 大
太 陽 光 パ ネ ル 等	1.0	0.9～1.0	0.9

## (2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、第 2 の 1 の (6) のイの規定に基づくほか、表面流を安全に下流

へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。

また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

### 第3 その他配慮事項

このほか、次に掲げる事項について配慮することとする。

#### 1 住民説明会の実施等について

防災や景観の観点から、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等、地域住民の理解を得るための取組を実施するよう努めることとし、申請書にその取組の実施状況を記載するものとする。

#### 2 景観への配慮について

開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に残置森林等を適切に配置したとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、太陽光パネルやフレームなど施設の色彩等を含めて景観に配慮することが望ましい。

## 洪水調節池の設置に係る留意事項

### ◎ 洪水調節池設置の考え方

#### I 洪水調節池の設置等が必要か否かの検討

- ・河川等の改修又は洪水調節池の設置が必要であるか否かの検討は、次の順序により検討する。

- 1 検討地点の選定
- 2 各検討地点の平均流出係数等の算出
- 3 各検討地点における河川等の断面の調査及び流速・流量の算出
- 4 開発中及び開発後の 30 年確率雨量降雨時ピーク流量と検討地点の流下能力との比較  
(河川等の改修又は洪水調節池の設置が必要か否かの判定)

なお、排水を導く河川等の管理者との打合せにおいて必要と認められる場合には、50 年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。以下同じ。

#### II 洪水調節池の設置の場合における必要洪水調節容量の算出

- ・洪水調節池の必要洪水調節容量等を次により算定する。

- 1 現況河川等の流下能力に相当する雨量強度の確率年(n 年)の算出
- 2 n 年確率降雨時ピーク流量等の算出
- 3 開発中及び開発後の 5 年確率降雨時ピーク流量等の算出
- 4 許容放流量の算出  
別記 やむを得ず洪水調節池を経由しないで直接放流する転用区域(直接放流域)が生じる場合の許容放流量の考え方
- 5 洪水調節池の必要調節容量の算出

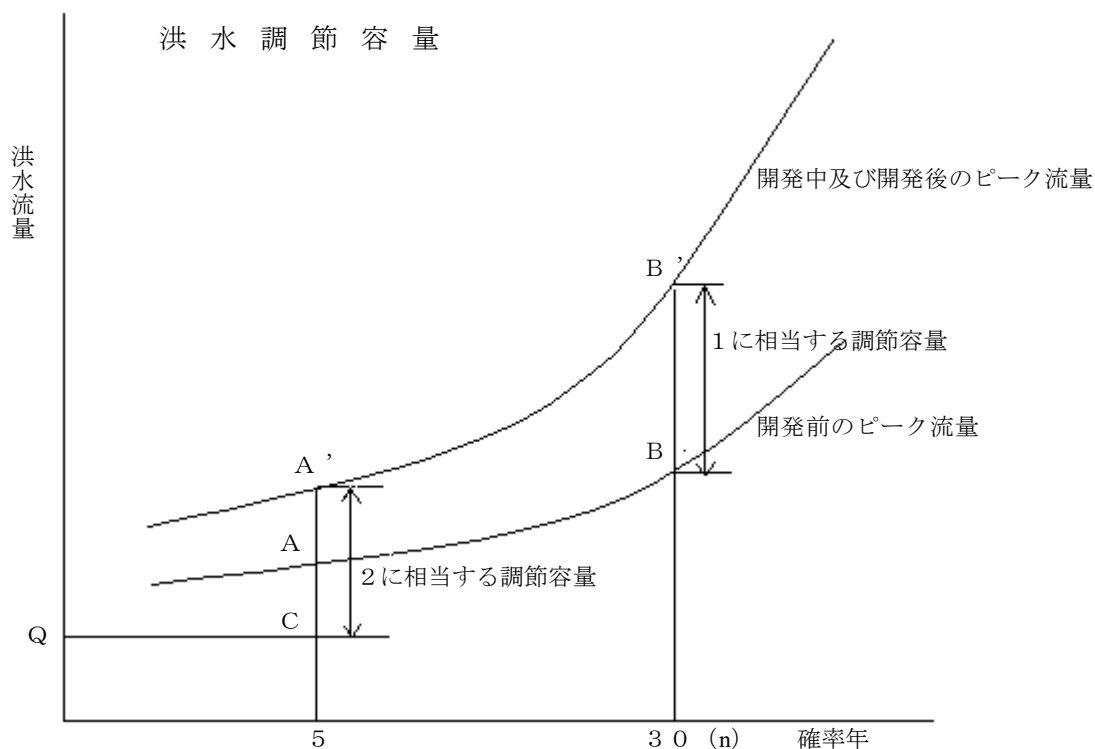
#### III 洪水調節池の構造

- 1 排水孔の断面積、調節有効水深等
- 2 余水吐の設計
- 3 堤体の安全性の確認(構造計算等)

なお、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、河川管理者と協議のうえ必要に応じて適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いるものとする。

## ◎ 洪水調節池設置の考え方

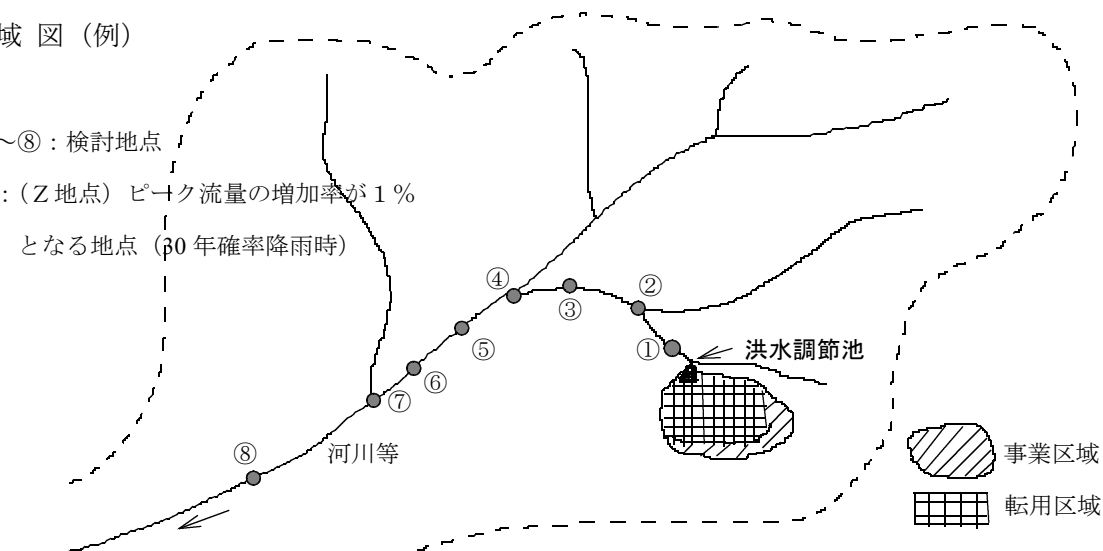
- 1 30年確率及びn年確率で想定される降雨強度における開発中及び開発後（以下「開発後」という。）のピーク流量(B')を開発前のピーク流量(B)以下まで調節できるもの(下図のBB'部分に相当)
  - 2 開発行為の施工前において、すでに5年確率で想定される降雨強度におけるピーク流量(A)が下流における流下能力(C)を越える場合は、その越える流量(AC部分に相当)も調節できるもの(下図のA'C部分に相当)
- ∴ 洪水調節池の必要調節容量は、Ⅲ洪水調節池の構造1の(1)～(3)により検討すること。



流域図(例)

①～⑧：検討地点

⑧：(Z地点) ピーク流量の増加率が1%となる地点 (30年確率降雨時)



## I 洪水調節池の設置等が必要か否かの検討

- ・河川等の改修又は洪水調節池の設置が必要であるか否かの検討は、次の順序により検討する。

### 1 検討地点の選定

- ・検討地点は、洪水調節池の放流口から、河川等において開発により30年確率降雨で想定されるピーク流量の増加率が1%となる地点（以下「Z地点」という。）までの区間で、狭窄部及び当該河川等の管理者の指定する地点等とする。

なお、Z地点は、開発行為に係る区域（以下「転用区域」という。）面積の100倍以上の流域を持つ地点としても差し支えない。

#### (1) 開発前・中・後の30年確率降雨時のピーク流量の算出

開発前・中・後の30年確率で想定されるピーク流量は、次式により算出し、様式1「洪水調節池の必要性に係る各検討地点の計算結果とりまとめ表」にそれぞれの計算結果等を記入し整理すること。

[開発前]

$$R_{30} = \frac{b}{T_{30}^n + a} \quad (\text{君島式})$$

$$T_{30} = C \cdot \left( \frac{A}{100} \right)^{0.22} (R_{30} \cdot F)^{-0.35} \quad (\text{角屋式})$$

$$Q_{30} = \frac{1}{360} \cdot F \cdot R_{30} \cdot A \quad (\text{合理式})$$

$R_{30}$  : 君島式による開発前の30年確率降雨強度 (mm/hr)

※  $R'_{30}$  : 開発中及び開発後

$T_{30}$  : 開発前の30年確率降雨継続時間 (min)

※  $T'_{30}$  : 開発中及び開発後

$Q_{30}$  : 開発前の30年確率降雨時のピーク流量 (m³/sec)

※  $Q'_{30}$  : 開発中及び開発後

$a \cdot b \cdot n$  : 君島式の定数（この場合は、30年確率での定数）

(注)①排出先の河川は、表1「河川の地区別区分」によること。

②君島式の定数は、表2「各地区における君島式の定数」を適用すること。

A : 流域の集水区域面積 (ha)

F : 開発前の平均流出係数

※  $F'$  : 開発中及び開発後

C : 角屋式の定数（表3を参照）

※  $R_{30}$ 、 $T_{30}$ については、最初に $T_{30}$ を仮定し、君島式に代入し、それにより算出された $R_{30}$ を角屋式に代入し、さらに算出された $T_{30}$ を君島式に代入するということを繰り返す。  
この結果により $R_{30}$ 、 $T_{30}$ はある値に収束する。この値を $R_{30}$ 、 $T_{30}$ の値とする。

[開発中及び開発後]

- ・ $R'_{30}$ 、 $T'_{30}$ は、開発前と同様に算出する。

$$Q'_{30} = \frac{1}{360} \cdot F' \cdot R'_{30} \cdot A$$

#### (2) ピーク流量の増加率は、次式により求める。

$$\text{ピーク流量の増加率(\%)} = (Q'_{30} - Q_{30}) / Q_{30} \times 100$$

表1 河川の地区別区分

排出先の河川が、愛知県のどの地区に属しているかを下記により調査し、それぞれの該当する地区の「君島式の定数」を使用すること。

地区名	適用河川	代表観測所
名古屋地区	・矢作川本川以西の各河川     ・矢作川支川のうち、河口から籠川合流点までの間に合流する右(岸)支川。ただし、籠川及びその支川は、適用する。	名古屋 (気象庁)
小原地区	・矢作川右(岸)支川のうち、籠川合流点より上流で合流する各河川     ・矢作川左(岸)支川のうち、巴川合流点より介木川合流点までの間に合流する各河川。ただし、介木川及びその支川は、適用する。     ・なお、籠川・巴川及びその支川は、適用しない。	大草 (国土交通省)
岡崎地区	・矢作川左(岸)支川のうち、河口より巴川合流点までの間に合流する各河川。ただし、巴川及びその支川は、適用する。     ・二級河川のうち、北浜川、矢崎川、鳥羽川、八幡川は、適用する。	岡崎 (気象庁)
豊橋地区	・豊川水系の各河川のうち、河口より大入川合流点までの間に合流する各支川。ただし、大入川は、適用する。     ・二級河川のうち、拾石川以東及び渥美半島の各河川	豊橋市野田 下水処理場 (豊橋市)
設楽地区	・矢作川水系左(岸)支川のうち、介木川合流点より上流で合流する各河川。ただし、介木川は、適用しない。     ・豊川水系の各河川のうち、大入川合流点から上流で合流する各河川 ただし、大入川は、適用しない。     ・天竜川水系の各河川	田口 (国土交通省)

※ 愛知県河川課資料（詳細は、建設事務所にお問い合わせください。）

表2 各地区における君島式の定数

## 名古屋地区

確率年	n	a	b
1.1	0.61	0.551	281.2
2	0.70	4.245	811.6
3	0.72	6.079	1112.7
4	0.73	7.412	1332.9
5	0.74	8.805	1547.1
6	0.74	9.251	1651.6
7	0.74	9.635	1742.3
8	0.75	11.006	1944.6
9	0.75	11.398	2023.5
10	0.75	11.717	2095.0
20	0.77	16.946	2973.5
30	0.78	20.475	3587.2
50	0.79	25.181	4444.3
100	0.81	34.974	6165.2

## 小原地区

確率年	n	a	b
1.1	0.74	7.419	713.5
2	0.77	7.952	1317.5
3	0.76	7.620	1464.3
4	0.76	8.138	1624.5
5	0.75	7.750	1642.3
6	0.75	8.111	1740.5
7	0.74	7.593	1711.3
8	0.74	7.897	1781.9
9	0.74	8.150	1844.6
10	0.74	8.408	1902.3
20	0.72	8.345	2022.3
30	0.72	9.370	2246.3
50	0.71	9.736	2386.4
100	0.71	11.669	2807.9

## 岡崎地区

確率年	n	a	b
1.1	0.62	2.192	274.5
2	0.67	4.765	674.6
3	0.69	6.220	912.8
4	0.70	7.002	1070.6
5	0.70	7.097	1142.6
6	0.71	7.984	1280.6
7	0.71	8.054	1331.6
8	0.72	9.000	1467.1
9	0.72	9.102	1508.0
10	0.72	9.097	1542.2
20	0.74	11.468	2014.6
30	0.76	14.092	2461.6
50	0.77	15.786	2845.4
100	0.79	19.355	3566.4

## 豊橋地区

確率年	n	a	b
1.1	0.65	3.849	434.0
2	0.68	5.769	804.2
3	0.69	6.736	1004.0
4	0.70	7.784	1179.4
5	0.70	7.986	1262.2
6	0.70	8.177	1330.6
7	0.70	8.345	1389.4
8	0.70	8.431	1438.7
9	0.71	9.508	1586.0
10	0.71	9.644	1630.4
20	0.72	11.570	2063.3
30	0.72	12.237	2267.5
50	0.73	14.318	2711.1
100	0.74	17.124	3352.9

## 設楽地区

確率年	n	a	b
1.1	0.64	5.600	552.5
2	0.58	4.492	615.8
3	0.57	4.269	664.1
4	0.56	3.813	668.4
5	0.55	3.369	656.5
6	0.55	3.375	681.4
7	0.54	2.925	654.5
8	0.54	2.931	670.5
9	0.54	2.879	682.7
10	0.54	2.845	693.8
20	0.53	2.263	710.5
30	0.53	2.130	743.0
50	0.52	1.613	727.7
100	0.51	1.073	717.2

$$r = \frac{b}{t^n + a}$$

r : 降雨強度 (mm / hr)

t : 洪水到達(降雨継続)時間 (min)

a・b・n : 君島式の定数

## 2 各検討地点の平均流出係数等の算出

- (1) 各検討地点の「集水区域面積」及び「地況(土地の利用状態)」を調査し、様式2「各検討地点の流出係数及び角屋式の定数等とりまとめ表」に整理する。(以下同様。)
- (2) 各検討地点における「平均流出係数」を面積加重平均により求める。
- (3) 各検討地点における「平均の角屋式の定数」を面積加重平均により求める。

○ 流出係数(F)及び角屋式の定数(C)は、次の表を参考にすること。

表3 角屋式の定数(C)

地況(土地の利用状態)	定数(C)
水田	660
山林、森林	350
畑	210
丘陵地、放牧地、公園、緑地	210
市街地、造成地	53
水面	53
既設のゴルフ場	210
ゴルフ場の開発(コース等)	53
ゴルフ場の開発(残置・造成森林)	350
太陽光発電施設	53

表4 流出係数(F)

地況(土地の利用状態)	流出係数(F)
水田	0.7
山地、森林	0.7
造成森林(土石採取を除く)	0.7
土石採取における転用部分	0.9
法面(土石採取を除く)	0.8
畑、原野	0.6
一般市街地、緑地	0.8
密集市街地、造成地	0.9
水面	1.0
既設のゴルフ場	0.9
ゴルフ場の開発(コース等)	1.0
ゴルフ場の開発(残置・造成森林)	0.7
太陽光発電施設	0.9 ~ 1.0

## 3 各検討地点における河川等の断面の調査及び流速・流量の算出

- (1) 各検討地点における河川又は排水施設の断面を調査する。
- (2) 調査項目は、(河川)勾配、(排水)断面積、径深を求める。
- (3) 流速( $v$ )は、次式により算出し、様式3「各検討地点における流速等とりまとめ表」に整理する。

$$v = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad (\text{マニング式})$$

$v$  : 平均流速 (m/sec)

$n$  : 粗度係数

$R$  : 径 深 (m)

$I$  : 勾 配

- (4) 流下可能流量( $Q_{pc}$ )は、次式により算出し、様式1に整理する。

$$Q_{pc} = a \cdot v \quad (\text{流速式})$$

$Q_{pc}$  : 流下可能流量 (m³/sec)

$a$  : 断面積 (m²)

$v$  : 流 速 (m/sec)

#### 4 開発中及び開発後の30年確率降雨時ピーク流量と検討地点の流下能力との比較

3で算出した各検討地点の流下可能流量( $Q_{pc}$ )と1で算出した開発中及び開発後の30年確率降雨時ピーク流量( $Q'_{30}$ )とを比較する。

このとき、 $Q_{pc} < Q'_{30}$ となる検討地点があれば、河川等の改修又は洪水調節池の設置をしなければならない。

なお、すべての検討地点において、 $Q_{pc} \geq Q'_{30}$ であれば、洪水調節池の設置等は不要である。

## II 洪水調節池の設置の場合における必要洪水調節容量の算出

### 1 現況河川等の流下能力に相当する雨量強度の確率年(n年)の算出

(1) Iの3で求めた現況河川等の流下可能流量( $Q_{pc}$ )をもとに、流下能力見合降雨強度( $R_{pc}$ )及び洪水到達時間( $T_{pc}$ )を次式により求める。

$$R_{pc} = \frac{Q_{pc}}{A \cdot F} \cdot 360 \quad (\text{合理式})$$

$$T_{pc} = C \cdot \left( \frac{A}{100} \right)^{0.22} \cdot (R_{pc} \cdot F)^{-0.35} \quad (\text{角屋式})$$

$R_{pc}$  : 流下能力見合降雨強度 (mm/hr)

$Q_{pc}$  : 現況河川の流下可能流量 (m³/sec)

$T_{pc}$  : 洪水到達時間 (min)

$C$  : 角屋式の定数 (流域の地況(土地の利用状態)で決まる定数)

$A$  : 流域の集水区域面積 (ha)

$F$  : 流域の平均流出係数

(2) 上記の計算式により算出された $T_{pc}$ と表2の定数を、君島式に代入することにより算出される降雨強度と上記の計算式で算出された $R_{pc}$ を比較して (又は確率降雨強度曲線を利用して)、その地点の流下能力に相当する降雨強度の確率年(n年)を調べる。(注: 確率降雨強度曲線は、「愛知県の確率降雨 (発行: 平成18年1月、編集: 愛知県河川課)」のものを使用すること。)

### 2 n年確率降雨時ピーク流量等の算出

1で求めたnの値が $5 \leq n < 30$ の検討地点においてはIの1の式を使い、1で求めたn年確率降雨時の開発前後におけるピーク流量・雨量強度・洪水到達(降雨継続)時間を求め、様式1「洪水調節池の必要性に係る各検討地点の計算結果とりまとめ表」に整理する。

### 3 開発中及び開発後の5年確率降雨時ピーク流量等の算出

1で求めたnの値が $n < 5$ の検討地点においてはIの1の式を使い、開発中及び開発後の5年確率降雨時ピーク流量・確率降雨強度・洪水到達時間を求め、様式1に整理する。

#### 4 許容放流量の算出

洪水調節池の設置後における転用区域の排水は、原則として洪水調節池を経由して河川等に放流すること。ただし、転用区域の一部(進入路部分等)の排水を、やむを得ず、直接放流しなければならない場合は、別記「やむを得ず洪水調節池を経由しないで直接放流する転用区域が生じる場合の許容放流量の考え方」を参照すること。

各検討地点における 30 年、n 年、5 年確率降雨時の許容放流量等を次式により求め、様式 1 に整理する。この結果をもとに各確率降雨時の許容放流量が最小になる地点を求める。

##### (1) 30 年確率降雨時の許容放流量 ( $q_{30}$ )

次式により算出する。

$$q_{30} = Q_{30} \cdot \frac{a \cdot f}{A \cdot F}$$

$q_{30}$  : 開発前の 30 年確率降雨時の許容放流量 ( $m^3/sec$ )

$Q_{30}$  : 開発前の 30 年確率降雨時ピーク流量 ( $m^3/sec$ )

$a$  : 洪水調節池の集水区域面積 (ha)

$A$  : 検討地点の集水区域面積 (ha)

$f$  : 開発前の洪水調節池集水区域の平均流出係数

$F$  : 開発前の検討地点集水区域の平均流出係数

##### (2) n 年確率降雨時の許容放流量 ( $q_n$ )

次式により算出する。

$$q_n = Q_n \cdot \frac{a \cdot f}{A \cdot F}$$

$q_n$  : 開発前の n 年確率降雨時の許容放流量 ( $m^3/sec$ )

$Q_n$  : 開発前の n 年確率降雨時ピーク流量 ( $m^3/sec$ )

##### (3) 5 年確率降雨時の許容放流量 ( $q_{pc}$ ) [ $n < 5$ のとき]

次式により算出する。

$$q_{pc} = Q_{pc} \cdot \frac{a \cdot f}{A \cdot F}$$

$q_{pc}$  : 開発前の現況流下能力対応の許容放流量 ( $m^3/sec$ )

$Q_{pc}$  : 開発前の現況流下可能流量 ( $m^3/sec$ )

## 別記

やむを得ず洪水調節池を経由しないで直接放流する転用区域（以下「直接放流域」という。）  
が生じる場合の許容放流量の考え方

- 1 直接放流域も洪水調節池を経由すると仮定し、その集水区域に対応する開発前の各条件(30 年、  
n 年、5 年)での許容放流量を算出する。

II の 4 の各式によりそれぞれ次の許容放流量を算出する。

$q(a+y)_{30}$  : 開発前における 30 年確率降雨時の許容放流量 ( $m^3/sec$ )

$q(a+y)_n$  : " n 年 " " ( $m^3/sec$ )

$q(a+y)_{pc}$  : " 現況流下能力対応の " ( $m^3/sec$ )

a : 洪水調節池の集水区域面積 (ha)

y : 直接放流域(転用区域)の面積 (ha)

- 2 1 により算出された許容放流量に対応する直接放流域からの開発中及び開発後の放流量(直接放  
流量)を次式により算出する。

$$q'_{y30} = \frac{1}{360} \cdot f'_y \cdot R'_{30} \cdot y \quad (\text{合理式})$$

$$q'_{yn} = \frac{1}{360} \cdot f'_y \cdot R'_n \cdot y$$

$$q'_{y5} = \frac{1}{360} \cdot f'_y \cdot R'_5 \cdot y$$

$q'_{y30}$  : 直接放流域からの 30 年確率降雨時の流出量 ( $m^3/sec$ )

$q'_{yn}$  : " n 年確率降雨時の流出量 ( $m^3/sec$ )

$q'_{y5}$  : " 5 年確率降雨時の流出量 ( $m^3/sec$ )

$R'_{30}$  :  $q'(a+y)_{30}$  対応の降雨強度 (mm/hr)

$R'_n$  :  $q'(a+y)_n$  対応の降雨強度 (mm/hr)

$R'_5$  :  $q'(a+y)_5$  対応の降雨強度 (mm/hr)

y : 直接放流域(転用区域)の区域 (ha)

$f'_y$  : 直接放流域(転用区域)の開発中及び開発後の平均流出係数

- 3 洪水調節池からの許容放流量の算出

許容放流量の算出は、次式により算出する。

$$q_{30} = q(a+y)_{30} - q'_{y30}$$

$$q_n = q(a+y)_n - q'_{yn}$$

$$q_{pc} = q(a+y)_{pc} - q'_{y5}$$

## 5 洪水調節池の必要調節容量(V)の算出

洪水調節池の必要調節容量は、原則として簡便法(一般式)により算出する。

ただし、1つの洪水調節池に排水孔が2か所以上ある場合及び複数の洪水調節池を管で接続するような場合は、厳密計算法により算出すること。

### (1) 簡便法(一般式)

次の「一般式」を用い、洪水調節池の集水区域における30年、n年及び5年のそれぞれの確率降雨により想定されるピーク流量を30年、n年及び5年のそれぞれの確率降雨に対する洪水調節池からの最小の許容放流量に調整できる容量を算出し、様式4に整理する。

ただし、許容放流量の比流量が  $0.05 \text{ m}^3 / \text{sec} / \text{ha}$  以上となる場合には、必要洪水調節容量は、簡便法の誤差を見込んで計算結果の必要洪水調節容量を1.1倍に調整した容量とすること。

$$r_c = \frac{q}{A \cdot f'} \cdot 360 \quad (\text{合理式})$$

$$t_{\max} = \left( \frac{-\{r_c \cdot a + b(n-1)\} + \sqrt{\{r_c \cdot a + b(n-1)\}^2 - 2r_c \cdot a \left(\frac{r_c \cdot a - b}{2}\right)}}{r_c} \right)^{1/n}$$

$$V = \left( \frac{b}{t_{\max}^n + a} - \frac{r_c}{2} \right) \cdot t_{\max} \cdot f' \cdot A \cdot \frac{1}{6}$$

$r_c$  : (各条件での) 許容放流量に対応する降雨強度 (mm/hr)

$q$  : (各条件での) 許容放流量 ( $\text{m}^3 / \text{sec}$ )

$t_{\max}$  : 必要洪水調節容量が最大となる降雨継続時間 (min)

$V$  : 必要洪水調節容量 ( $\text{m}^3$ )

$A$  : 洪水調節池の集水区域面積 (ha)

$f'$  : 洪水調節池集水区域面積の開発中及び開発後の平均流出係数

$a, b, n$  : 君島式の定数 (表2「各地区における君島式の定数」を参照)

・許容放流量の比流量は、( $q / A$ ) で求める。

### (2) 厳密計算法

① 各条件での降雨強度は、(1)と同様に求める。

ただし、降雨波形は中央集中型、又は後方集中型とする。

② 各条件での許容放流量は、(1)と同様に求める。

③ 時間のピッチについては30分以下で、降雨継続時間は24時間分とする。

### Ⅲ 洪水調節池の構造

#### 1 排水孔の断面積、調節有効水深等

- (1) 次式により、30 年、n 年及び 5 年のそれぞれの確率降雨に対する洪水調節池からの最小の許容放流量を超えず、かつⅡ－5 で算出した必要洪水調節容量が確保できる排水孔の断面積(S)及び調節有効水深(H)となる洪水調節池を設計すること。

※ n 年確率降雨時の許容放流量を超えず、かつ、30 年確率降雨時の必要洪水調節容量を確保できる排水孔の断面積及び調節有効水深を算出する際に、n 年確率降雨時の許容放流量に代えて現況流下能力対応の許容放流量を使用しても差し支えない。

$$S = \frac{q}{C \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H}}$$

S : 排水孔の断面積 (㎡)

q : 許容放流量 (m³/sec)

C : 流量係数 (ベルマウス※を有するとき : C = 0.85 ~ 0.9、有しないとき : C = 0.6)

g : 重力加速度 (9.8 m/sec²)

H : 調節有効水深 (m)

※ベルマウス＝釣鐘状の管路流入形状

- (2) なお、実際に設置する排水孔の断面寸法及び有効水深（実施設計値）から放流量（q）を逆算し、その放流量においてⅡ－5 の必要洪水調節容量を満足するかどうか再チェックすること。
- (3) また、当該洪水調節池に流入する土砂の堆砂量（必要堆砂量）を見込んだ容量を、排水孔より下に確保すること。

#### 2 余水吐の設計

- (1) 余水吐の設計上の洪水流量(Q' 200)は、次式により算出すること。

$$Q'_{200} = C' \cdot Q_{200}$$

Q' 200 : 余水吐の設計上の洪水流量 (m³/sec)

C' : 安全率 (コンクリートダム : C' = 1.2、フィルダム : C' = 1.44)

Q 200 : 200 年確率の洪水流量 (m³/sec)

なお、「200 年確率の洪水流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{200} = \frac{1}{360} \cdot f' \cdot r_{200} \cdot a$$

Q 200 : 200 年確率の洪水流量 (m³/sec)

f' : 開発後の集水区域面積(A)の平均流出係数

$r_{200}$  : 200 年確率の設計雨量(降雨)強度 (mm/hr) ※

$a$  : 集水区域面積 (ha)

※  $r_{200}$  は、次表の値を使用すること。

集水区域面積	単位時間 (雨水到達時間)	本県の 200 年確率で想定される設計雨量強度 (mm/hr)				
		名古屋	小 原	岡 崎	豊 橋	設 楽
50 ha 以下	10 分	156	172	148	159	185
50 ～ 100 ha 以下	20 分	142	148	127	138	138
100 ～ 500 ha 以下	30 分	131	131	112	124	116

(参考) 
$$r_{200} = \frac{b}{t^n + a} \quad (\text{君島式により降雨強度を求める。})$$

(2) 「余水吐の流量(越流量)( $Q'_{200}$ )」は、次式により算出すること。

$$Q'_{200} = \frac{2}{15} \cdot C \cdot h \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot h} \cdot (2bu + 3B)$$

$Q'_{200}$  : 余水吐の流量(越流量) ( $\text{m}^3/\text{sec}$ )

$C$  : 流量係数

(ベルマウスを有するとき  $C = 0.85 \sim 0.9$ 、ベルマウスを有しないとき  $C = 0.6$ )

$g$  : 重力加速度 ( $9.8 \text{ m}/\text{sec}^2$ )

$h$  : 越流水深 (m)

$bu$  : 余水吐の上長 (m)

$B$  : 余水吐の下長 (m)

※ 上の式において、 $C = 0.6$  とすれば

ア 余水吐の断面が長方形の場合は

$$Q'_{200} = 1.77 B \cdot h^{3/2}$$

イ 余水吐の断面が台形の場合は

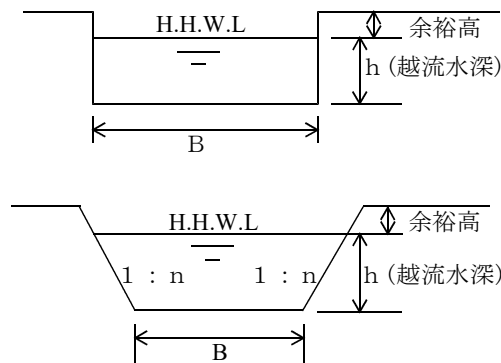
(ア) 側壁勾配が 1 : 1 のとき

$$Q'_{200} = (1.77 B + 1.42 h) \cdot h^{3/2}$$

(イ) 側壁勾配が 1 : 0.5 のとき

$$Q'_{200} = (1.77 B + 0.71 h) \cdot h^{3/2}$$

となる。



なお、設計に当たっては、更に余裕高を見込んで設計すること。

### 3 堤体の安全性の確認(構造計算等)

堤体の構造は治山技術基準解説等により、その安全性を確保して設計すること。

(地盤支持力があること、土圧及び水圧等に耐えうる施設であることを示す根拠や計算書等を適宜添付すること。)

## (参考図書)

洪水調節池の設計等に関する技術基準については、次の図書を参照すること。

- ① 大規模宅地開発に伴う調節池技術基準(案)(大規模宅地開発に伴う調節池技術基準(案)策定委員会の発表)
- ② 防災調節池技術基準(案)(日本住宅公団及び社団法人日本河川協会の発表)
- ③ 防災調節池設計計算例(日本住宅公団及び社団法人日本河川協会の発表)
- ④ 治山技術基準解説(総則・山地治山編)(社団法人日本治山治水協会 H21.10 発行)

## 【参考】

## 1 マニング式における粗度係数

区 分	溪 床 の 状 況	粗 度 係 数 (n)	
		範 囲	基 準
自然河川	山地流路、砂利、玉石	0.03 ～ 0.050	
	山地流路、玉石、大玉石	0.04 以上	
	大水路、粘土、砂質土	0.018 ～ 0.035	
	大水路、礫河床	0.025 ～ 0.040	
人工水路等	コンクリート人工水路	0.014 ～ 0.020	
	両岸石礫、小水路(泥土床)		0.025
山地流路	底面は砂利、玉石及び若干の大玉石	0.03 ～ 0.05	0.04
	底面は大玉石、礫まじりの玉石	0.04 ～ 0.07	0.05
溪 流			0.07
山岳地 溪床	径 0.5m 以上の石礫が点在		0.08
	径 0.3 ～ 0.5m の石礫が点在		0.07
	河床が割合整備された状況の溪床		0.06
	流水流砂で損摩された凹凸の甚だしい母岩の露出溪床		0.05

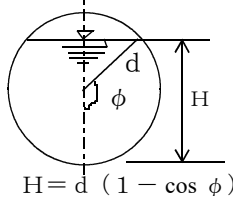
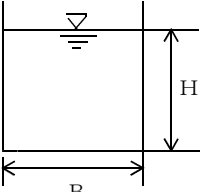
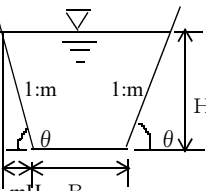
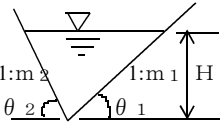
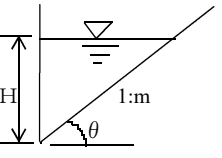
(出典) 治山技術基準解説(総則・山地治山編)  
発行：H21.10(社) 日本治山治水協会  
監修：林野庁

## 2 マニング式における粗度係数

排 水 施 設 の 種 類		粗 度 係 数 (n)	
素 堀 り	土	0.02 ～ 0.025	
	砂レキ	0.025 ～ 0.04	
	岩 盤	0.025 ～ 0.035	
現場施工	セメントモルタル		0.01 ～ 0.013
	コンクリート		0.013 ～ 0.018
	粗 石	練 積	0.015 ～ 0.03
		空 積	0.013 ～ 0.035
	遠心力鉄筋コンクリート管		0.011 ～ 0.014
	コンクリート管		0.012 ～ 0.016
	コルゲートパイプ		0.016 ～ 0.025

(出典) 保安林制度の解説(一問一答)  
発行：H13.4(社) 日本治山治水協会

### 3 各種断面の排水断面積及び径深

断 面 積	排 水 断 面 積 (A)	径 深 (R)
円形    $H = d(1 - \cos \phi)$	$d^2 \cdot \left( \phi - \frac{1}{2} \sin 2\phi \right)$  ($\phi$ : ラジアン)	$\frac{d}{2} \left( 1 - \frac{\sin 2\phi}{2\phi} \right)$  ($\phi$ : ラジアン)
長方形  	$B \cdot H$	$\frac{B \cdot H}{2H + B}$
台形  	$H(B + mH)$  又は  $H(B + H \cot \theta)$	$\frac{H(B + mH)}{B + 2H\sqrt{1 + m^2}}$  又は  $\frac{H(B + H \cot \theta)}{B + 2H \operatorname{cosec} \theta}$
三角  	$\frac{H^2}{2} (m_1 + m_2)$  又は  $\frac{H^2}{2} (\cot \theta_1 + \cot \theta_2)$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m_1 + m_2}{\sqrt{1 + m_1^2} + \sqrt{1 + m_2^2}}$  又は  $\frac{H}{2} \cdot \frac{\sin(\theta_1 + \theta_2)}{\sin \theta_1 + \sin \theta_2}$
形  	$\frac{m \cdot H^2}{2}$  又は  $\frac{H^2 \cdot \cot \theta}{2}$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m}{1 + \sqrt{1 + m^2}}$  又は  $\frac{H}{2} \cdot \frac{\cos \theta}{1 + \sin \theta}$

# 洪水調節池の必要性に係る各検討地点の計算結果とりまとめ表

様式1 第 [                      ] 号調節池                      [                      ] 地区                      開発中・後																									
検 討 地 点	上段：開発中及び開発後						下段：開発前						増 加 率 (Q' 30-Q30) × 100/Q30 [%]	現況河川等				許容放流量			備 考				
	集水 区域 面積 A' A [ha]	流出 係数 F' F	角屋 式の 定数 C' C	3 0 年 確率降雨時			n 年 確率降雨時			5 年 確率降雨時				流下可 能流量 Qpc [m3/s]	洪水到 達時間 Tpc [min]	流下能 力見合 降雨強 度 Rpc [mm/hr]	流下能力 に相当す る降雨強 度の確率 年 n [年]	30年確率 降雨時 直放含む q(a+y)30 [m3/s]	n 年確率 降雨時 直放含む q(a+y)n [m3/s]	5 年確率 降雨時 直放含む q(a+y)pc [m3/s]					
				降雨継続 (洪水到 達)時間 T' 30 T30 [min]	降雨 強度 R' 30 R30 [mm/hr]	ピーク 流量 Q' 30 Q30 [m3/s]	降雨継続 (洪水到 達)時間 T' n Tn [min]	降雨 強度 R' n Rn [mm/hr]	ピーク 流量 Q' n Qn [m3/s]	降雨継続 (洪水到 達)時間 T' 5 T5 [min]	降雨 強度 R' 5 [mm/hr]	ピーク 流量 Q' 5 [m3/s]													
調節池 流域																									
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
直接 放流域																									
直接＋ 調節池																									

(注) 1 河川管理者等から得られた数値には、( ) を付する。また本表は、洪水調節池毎に開発中及び開発後それぞれで作成し、表題等でそのいづれかを明記すること。

2 それぞれの許容放流量が最小の検討地点の番号及び許容放流量を○で囲むこと。

3 備考欄には、河川・水路について、その名称、区分（1級河川、△△用水路等）及び管理者名を記入すること。

# 各検討地点の流出係数及び角屋式の定数等とりまとめ表

様式2		第 [		] 号調節池		[		] 地区		開 発 中 ・ 後		上 段 : 開 発 中 及 び 開 発 後、下 段 : 開 発 前	
検討地点\地況	森林	水田	畑・原野	一般市街地	密集市街地	緑地等	水 面	造成地	造成森林	面積 合計 (ha)	平 均 流 出 係 数	平 均 角 屋 式 定 数	
流出係数 (F)	0.7	0.7	0.6	0.8	0.9	0.8	1.0	0.9	0.7				
角屋式の定数 (C)	350	660	210	53	53	210	53	53	350				
洪水調節池流域													
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
直接放流域													
調節池流域 + 直接放流域													

(注) 1 地況 (土地の利用状態)、流出係数、角屋式の定数の蘭は、開発地の現況又は開発中及び開発後の土地利用計画に合せて記入すること。

2 当該様式は開発中及び開発後でそれぞれ作成すること。

各検討地点における流速等とりまとめ表

検討 地点	河川等の状況 (水路種類)	粗度係数 n	径深 R (m)	勾配 I (%)	平均流速 V (m/sec)	断面 a (m ² )	流下可能量 Q _{pc} (m ³ /sec)	備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

様式 4

## 洪水調節池の必要洪水調節容量等とりまとめ表

(○号調節池 開発中・後)

### 1 調節量を算出するための諸元

区 分	区分ごとの必要因子	単 位	計算結果
洪 水 調 節 池	開発中又は開発後の集水面積 $a$	ha	
	集水面積の開発中又は開発後の流出係数 $f'$	-	
	必要堆砂容量 $V_2$	$m^3$	
直接 放流域	直接放流域（転用区域）の面積 $y$ ※	ha	
	直接放流域の開発後の平均流出係数 $f' y$ ※	-	
30年 確率 降雨時	q 30が最小となる検討地点の番号	-	
	許容放流量 $q(a+y)30$	$m^3/sec$	
	30年確率降雨時の直接放流量 $q' y 30$ ※	$m^3/sec$	
	許容放流量 $q 30 = q(a+y)30 - q' y 30$ ※	$m^3/sec$	
n 年 確率 降雨時	q n が最小となる検討地点の番号	-	
	流下能力に相当する降雨強度の確率年 $n$	年	
	許容放流量 $q(a+y)n$	$m^3/sec$	
	n 年確率降雨時の直接放流量 $q' y n$ ※	$m^3/sec$	
	許容放流量 $q n = q(a+y)n - q' y n$ ※	$m^3/sec$	
5年 確率 降雨時	q p c が最小となる検討地点の番号	-	
	許容放流量 $q(a+y)p c$	$m^3/sec$	
	5年確率降雨時の直接放流量 $q' y 5$ ※	$m^3/sec$	
	許容放流量 $q p c = q(a+y)p c - q' y 5$ ※	$m^3/sec$	

- (注) 1 当該様式は調節池毎に開発中及び開発後それぞれで作成し、表題等でそのいずれかを明記すること。  
 2 必要堆砂量 ( $V_2$ ) は、洪水調節池に流入する土砂の堆砂量を計算により算出すること。  
 3 ※は、直接放流域がない場合は記入不要。

### 2 必要洪水調節容量の算出

30年 確率 降雨時	各条件のうち最小許容放流量	$m^3/sec$	
	q 30対応降雨強度 $r c$	mm/hr	
	最大容量対応降雨継続時間 $t_{max30}$	min	
	必要洪水調節容量 $V_{a1}$	$m^3$	
	許容放流量の比流量 $q 30 / a$	$m^3/sec/ha$	
	必要洪水調節容量(調整後) $V_1$	$m^3$	

- (注) 1 1つの洪水調節池に排水孔が2か所以上ある場合及び複数の洪水調節池を管で接続するような場合は、厳密計算法により算出すること。

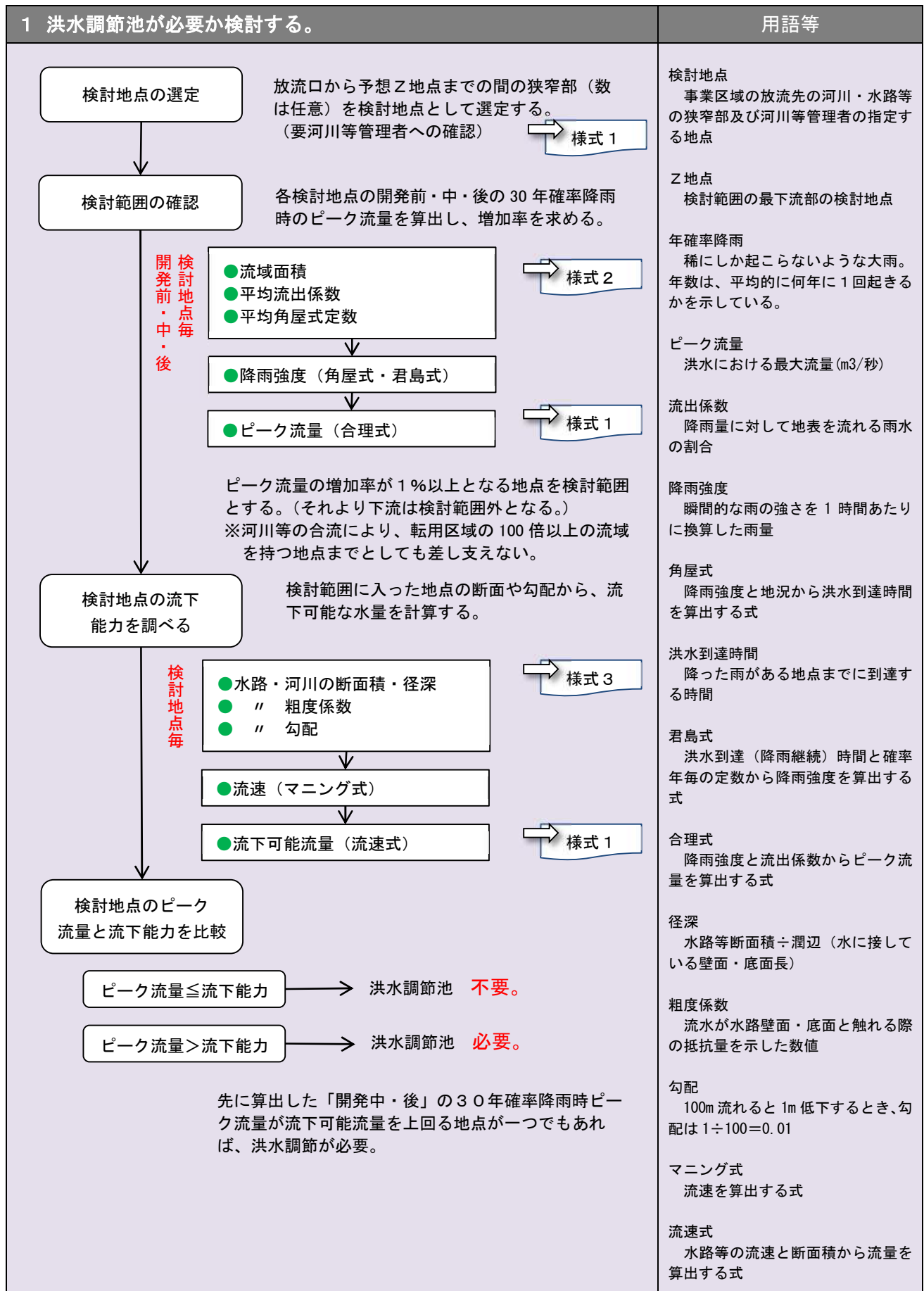
洪水調節容量は、次式により算出する。

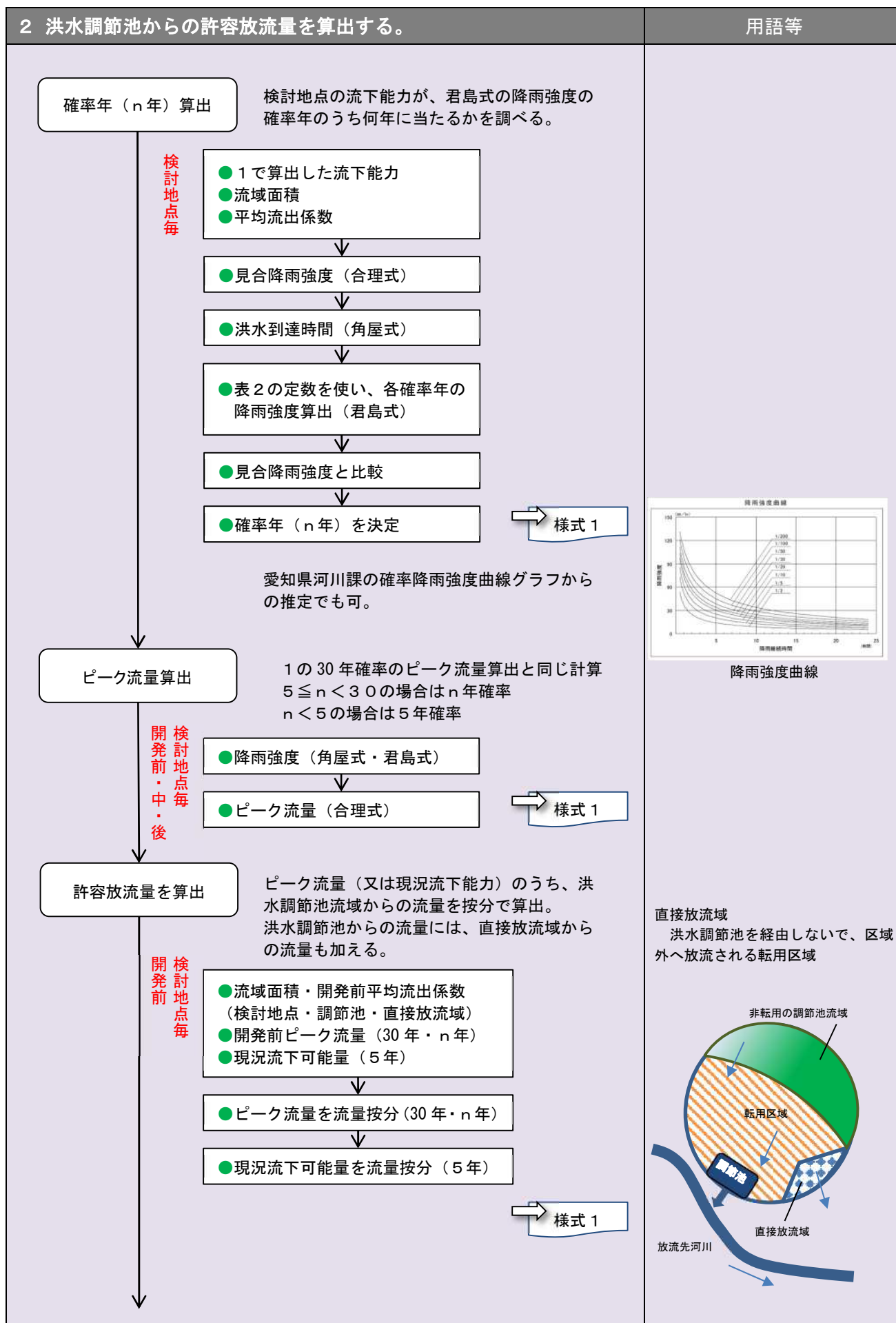
$$V = V_1 + V_2 \quad (m^3)$$

## 洪水調節池の設置に係る留意事項に基づく

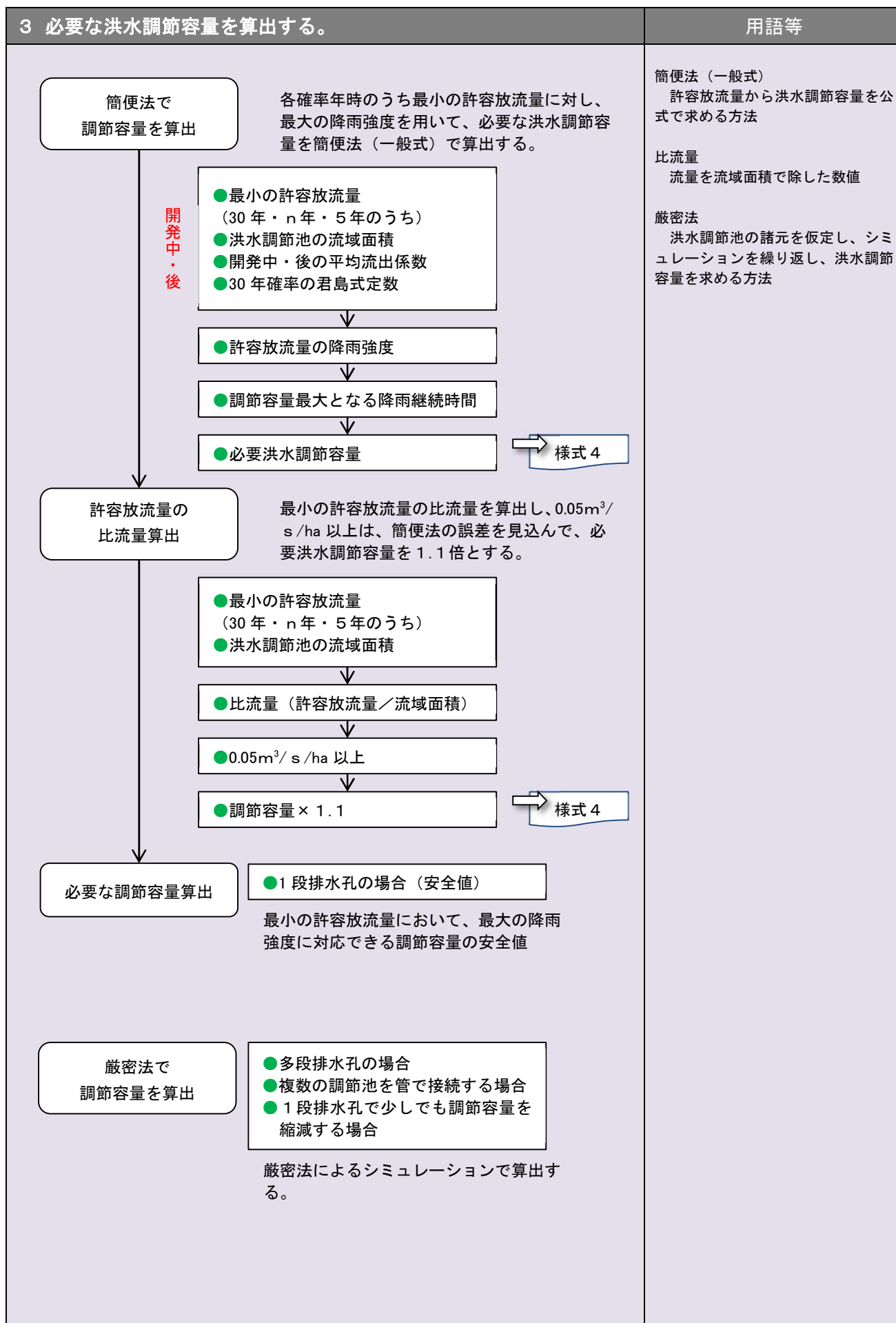
## 洪水調節池の検討手順（フロー図）

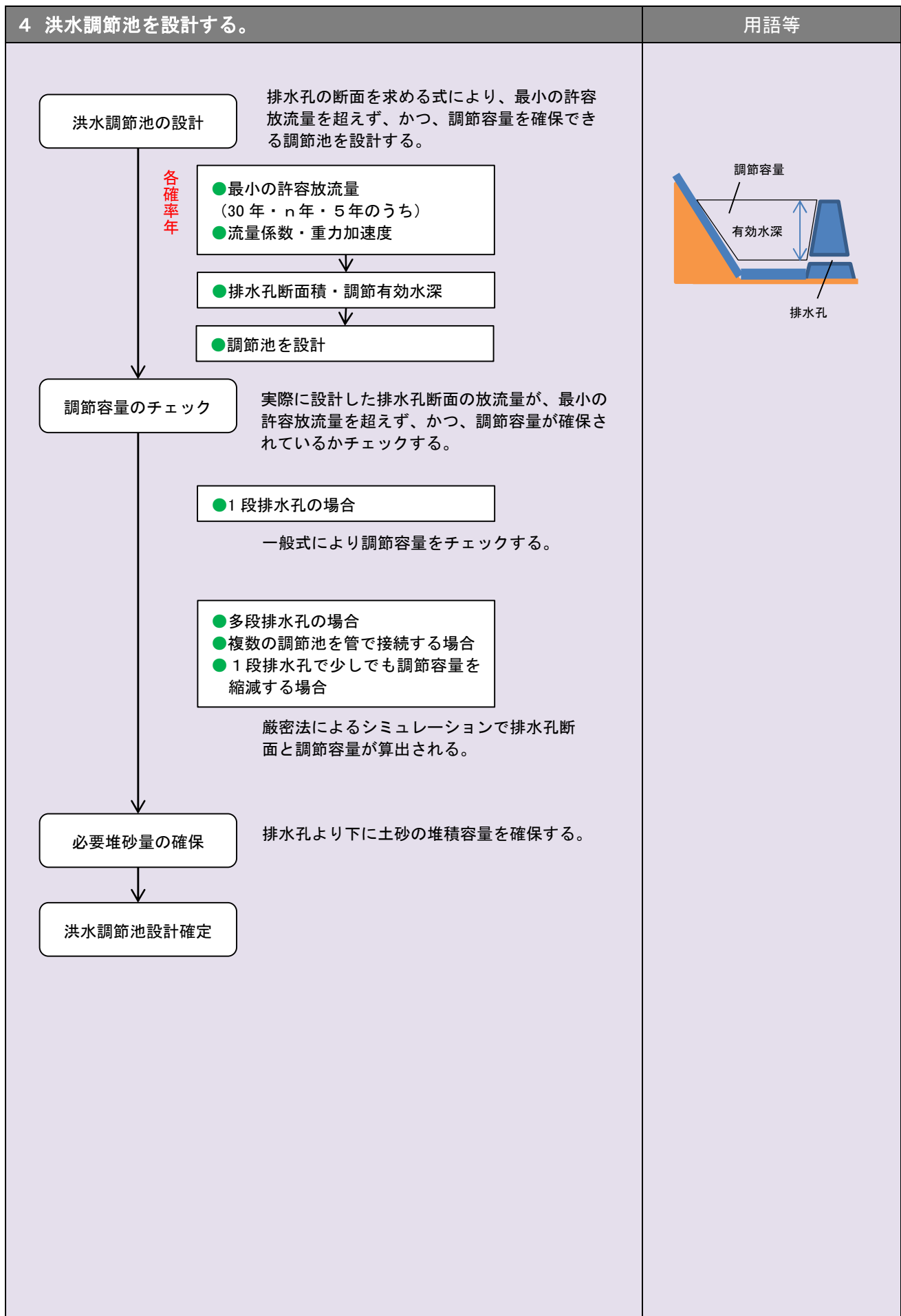
※検討に必要な数式、諸元表、様式については「洪水調節池の設置に係る留意事項」を参照すること





2 洪水調節池からの許容放流量を算出する。	用語等
↓  許容放流量最少地点  ↓  直接放流域からのピーク流量を算出  ↓  洪水調節池からの許容放流量算出    各確率年時の許容放流量が最少になる地点を求める。  → 様式 4  直接放流域がある場合は、開発中・後のピーク流量を算出する。  開発中・後   ● 降雨強度 (30 年・n 年・5 年)  ● 直接放流域面積・平均流出係数  ↓  ● ピーク流量 (合理式)   各確率年の許容放流量から、直接放流域のピーク流量を差し引いて、許容放流量を算出する。  → 様式 4	





5 余水吐を設計する。	用語等
設計洪水流量算出   余水吐の設計上の洪水流量を、200 年確率降雨強度で算出する。         ● 洪水調節池の流域面積     ● 開発後の平均流出係数     ● 200 年確率の降雨強度（表より）         ● ピーク流量（合理式）   ● 安全率をかける   余水吐の設計   ● 越流量の式により寸法を算出   ● 余裕高を見込む   余水吐設計確定	余水吐 堤体の保安のために設けられた洪水時に使用する放流設備

## 造成森林に係る留意事項

林地開発許可及び保安林解除に係る森林の造成（造成森林）については、速やかに開発前の植生及び森林の機能を回復するように、次の事項に留意して、植栽等を行うものとする。

### 1 植栽樹種の選定

- (1) 植栽地の土壌及び地域の自然的環境条件に適する樹種を選定する。
- (2) 造成森林の目的に応じた樹種を選定する。

#### 【一般的な森林復旧】

（求められる主な要件）

- ・ 成長力が盛んで、よく繁茂するもの
- ・ 根張りがよく、土壌の緊縛能の大きいもの
- ・ せき悪地、乾燥、寒害、虫害等に対して適応性、抵抗性が大きいもの
- ・ 土壌改良効果の期待できるもの

（代表的な樹種）

主林木：クロマツ、アカマツ、スギ、ヒノキ、ケヤキ、クヌギ、コナラ

肥料木：ヤシヤブシ、ヒメヤシヤブシ、ハンノキ、ヤマモモ、ヤマハギ、ヤナギ類、グミ類、  
ウツギ類

なお、これらの樹種の性質等を考慮し、最も適するものを選定すること。

また、諸種の危害を防ぎ、樹木の生育を良好にするためには、次のような性質の異なったものを混植するのがよい。

- ・ 浅根性のものと深根性のもの
- ・ 肥料木と他の樹種
- ・ 針葉樹と広葉樹

#### 【目的に応じた樹種の例示】

##### ① 水源のかん養（湧水緩和機能を主眼とした場合）

（求められる主な要件）

- ・ 根系が深く、かつ、広範に発生すること
- ・ 葉量が比較的少なく、降水の遮断量が小さいこと
- ・ 蒸発散量が少ないこと

（代表的な樹種）

- ・ 針葉樹：スギ、モミ、サワラ、ヒノキ、アスナロ
- ・ 広葉樹：マテバシイ、スダジイ、ブナ、クヌギ、コナラ、アベマキ

##### ② 土壌の崩壊、土砂の流出の防止又は軽減

（求められる主な要件）

- ・ 強靱な樹幹を持つこと
- ・ 強靱な根系が地中深く、かつ、広範囲に発達すること
- ・ 適度の葉量があり、降水の遮断量が多いこと

- ・落葉量が多く、落葉による地表被覆効果が高いこと  
(代表的な樹種)
- ・針葉樹：クロマツ、アカマツ
- ・広葉樹：クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ

③ 風害の防止又は軽減（防風）

(求められる主な要件)

- ・植栽地の気候、風土に適応していること
- ・成長が早く、旺盛であること
- ・樹高が高く、幹、枝が強くて折れにくいこと
- ・樹幹が密で、枝葉の着生点が低いこと。また、下枝が折れにくく、ぼう芽が旺盛であること
- ・直根性、深根性で倒伏しにくいこと
- ・病害虫に対する抵抗性が強いこと
- ・隣接地の農作物の病害虫の中間寄主とならないこと

(代表的な樹種)

- ・針葉樹＝常緑樹：クロマツ、アカマツ、スギ、ヒノキ、モミ、カヤ、イヌマキ、サワラ  
落葉樹：カラマツ、メタセコイア、イチョウ
- ・広葉樹＝常緑樹：カシ類、シイ類、イスノキ、クスノキ、ヤブツバキ、マサキ、ヤマモモ  
落葉樹：ケヤキ、エノキ、ポプラ、ヤナギ類、コナラ、クリ、クヌギ

④ 火災の防止又は緩衝

(求められる主な要件)

- ・葉がなるべく厚く、広葉で含水量が多いこと
- ・樹皮が厚く、耐火性が大きいこと
- ・ぼう芽性が大きく、樹勢が強いこと
- ・冬に落葉しないこと

(代表的な樹種)

- ・針葉樹：イチイ、サワラ、コウヤマキ
- ・広葉樹：クロガネモチ、ユズリハ、モッコク、タラヨウ、ツバキ、モチノキ、サンゴジュ、シラカシ、アラカシ、ヤマモモ

⑤ 騒音の軽減

(求められる主な要件)

- ・枝が低く、葉が密につくこと
- ・樹高が高く、冬季に落葉しないこと

(代表的な樹種)

- ・針葉樹：イヌマキ、イチイ、ヒマラヤスギ、カイヅカイブキ、サワラ
- ・広葉樹：クスノキ、クロガネモチ、カナメモチ、シロダモ、マテバシイ、モッコク、ヤマモモ、ウバメガシ、ツバキ

- ⑤ 修景を併せて期待する場合
- ・花、葉、樹皮等が美しいもの
  - ・郷土の景観を代表するもの（郷土樹種）

※ 荒廃地の復旧等に用いられる主な治山用の樹種：別表のとおり。

## 2 苗木の大きさ及び植栽本数

- (1) 苗木の大きさ及び植栽本数は、植栽地の状況、目標達成するまでの期間等を勘案して、最も適切なものを選定する。
- (2) 造成森林は、高木林型にすることが目標であり、早期に森林機能の回復を図ることが望ましいので、原則として、大きな苗木を用いる。
- (3) 植栽地が痩せ地や乾燥地の場合には、植栽した樹木が枯損するおそれがあるので、定着後の根系の発達がよい小苗を用いて密植とする。
- (4) 苗木の大きさ及び植栽本数の基準は、次のとおりとし、苗木が均等に分布するように植栽する。

苗木の大きさと植栽本数（1ヘクタール当たり）の基準

苗木の大きさ	植栽本数	備 考
1メートル以上	2,000本以上	
2メートル以上	1,500本以上	
3メートル以上	1,000本以上	
0.45メートル以上	3,000本以上	※ 林地開発許可で枯損のおそれがある場合のみ

## 3 植栽の方法及び時期

- (1) 植栽地の土壌条件や気象条件を十分検討し、苗木の活着及び成長に適した方法及び時期に行う。
- (2) 植栽する苗木の樹種、形状等に応じ、活着及び植栽後の生育が良好に保たれるよう、表土の復元、客土等を行い、深耕植栽とする。
- (3) 植栽の時期は、通常は、苗木の活動が活発となる春期の芽吹きの前が最もよい。また、苗木の活動が休止又はその状態に近い秋期でもよい。

## 4 施 肥

- (1) 施肥は、植栽地の土壌条件及び植栽樹種等に応じて、その種類及び量を決定する。
- (2) 肥料の種類は、原則として遅効性のものを選択し、肥効が永続するような位置に元肥として施す。なお、堆肥等の有機肥料は、肥料効果のほか土壌改良材としての効果も大きいので、使用すると、双方の効果が期待できる。

## 5 そ の 他

具体的な計画及び施行に当たっては、治山技術基準解説（山地治山編、防災林造成編、保安林整備編）（発行：日本治山治水協会、監修：林野庁）を参考にすること。

## 別表

## 主 な 治 山 用 の 樹 種

科 名	樹 種	性 状	適 応 地		備 考
マ メ 科	ヤ マ ハ ギ	低 木	特に痩せ地に強く、繁殖力旺盛。		ぼう芽性
	エ ニ シ ダ	低 木	海岸砂池などに適応性大、下木として適。		
	ネ ム	高 木	海岸砂池などに適応性大。		
バ ラ 科	オオシマザクラ	高 木	暖 帯		潮害、塩害に弱い。
リョウブ科	リ ョ ウ ブ	高 木	温帯、暖帯の向陽の尾根筋によく生育。		ぼう芽力強い。
カバノキ科	ハ ン ノ キ	高 木	痩せ地に適応性大。		
	ヒメヤシャブシ	高 木	痩せ地に適応性大、高冷地に適。		
	ヤ シャ ブ シ	高 木	痩せ地に適応性大、温暖地に適。		
グ ミ 科	ア キ グ ミ	低 木	低地から標高1,000m以上の高地に生育。		
ヤマモモ科	ヤ マ モ モ	高 木	痩せ地にも強い、暖地に適。		
ヤ ナ ギ 科	ヤ マ ヤ ナ ギ	低 木	痩せ地にも強い、暖地に適。		
	イヌコリヤナギ	低 木	痩せ地にも強い。		
ブ ナ 科	ク ヌ ギ	高 木	温帯南部～暖帯北部に生育。	深根性、堆積土に適。 山火事跡地などに先駆侵入樹 潮害、煙害や強風、火に強い。	
	カ シ ワ	高 木	温帯、乾燥に強い。		
	ウ バ メ ガ シ	高 木	暖帯、海岸地方、乾燥に強い。		
ユキノシタ科	ウ ツ ギ	低 木	気候、土壌の適応性大。		
	ノ リ ウ ツ ギ	低 木	気候、土壌の適応性大。		
スイカズラ科	タ ニ ウ ツ ギ	低 木	気候、土壌の適応性大。		
マ ツ 科	ア カ マ ツ	高 木	痩せ地、乾燥に強い。		潮風に弱い。 潮風に強い。
	ク ロ マ ツ	高 木	痩せ地、乾燥に強い。		
	カ ラ マ ツ	高 木	高冷地に適する。		

## 開発行為の一体性に係る留意事項

実施主体、実施時期、実施箇所のそれぞれの一体性の判断の目安は次のとおりとする。

なお、開発行為の一体性については、県が判断する。

項目	一体性の判断の目安	判断
1 実施 主体	ア 同一人が複数の会社役員を兼ねているか、又は、会社の所在地が同一である。	左のア～エのいずれかに該当すれば「実施主体」について「一体性あり」と判断する。
	イ 血縁関係にある複数の者が行う開発行為である。	
	ウ 数人が共同の意思（計画の共同性が認められる）をもって開発行為を行っている。 例・複数の会社（者）が、ある特定の開発目的のためにそれぞれ分担して共同で開発行為をする場合 ・ある会社（者）が、ある特定の開発目的をもつ開発行為を複数の会社（者）にそれぞれ分担して行わせようとしている場合	
	エ 数人が開発する場合であっても、請負人が同一である。	
2 実施 時期	時期の異なった開発であっても一つのプロジェクト、又は、全体計画の一部である。 例・ある時期が重複している場合 ・前の開発行為が終了し、引き続き開発行為を行う場合 ・前の開発行為は終了し、相当年数を経過しないで、次の開発行為をしようとする場合	左に該当すれば「実施時期」について「一体性あり」と判断する。
3 実施 箇所	ア 箇所の異なった開発行為であっても、許可基準に定める災害防止等の観点からみて局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統を同じくする。 例・地形、水の流れからみて一つの集水区域にある場合 ・開発行為によって地形、水の流れが変わり集水区域が一つとなる場合 ・水利用の実態からみて受益対象が同じである場合。	左のア・イのいずれかに該当すれば「実施箇所」について「一体性あり」と判断する。
	イ 数社が連続して開発する場合であっても、宅盤、道路、雨水排水施設、その他の施設等が共用となるか、又は、負担区分上つながりがある。	



# 森 林 法 （抄）

昭和26年6月26日 法律第249号  
最終改正 令和5年6月16日 法律第63号

## 第1章 総 則

### （この法律の目的）

**第1条** この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

(1) 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

(2) 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第10条第1号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

### （承継人に対する効力）

**第3条** この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

## 第2章 森林計画等

### （地域森林計画）

**第5条** 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年4月1日以降10年を1期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) その対象とする森林の区域
- (2) 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- (3) 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- (4) 造林面積その他造林に関する事項
- (5) 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- (6) 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- (7) 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方

法その他林産物の搬出に関する事項

- (8) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
  - (9) 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
  - (10) 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
  - (11) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
  - (12) 保安林の整備、第 41 条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項
- 3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 第 4 条第 3 項の規定は、地域森林計画に準用する。
- 5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

#### （地域森林計画等の遵守）

**第 8 条** 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画に従って森林の施業及び保護を実施し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。

2 （略）

#### （開発行為の許可）

**第 10 条の 2** 地域森林計画の対象となっている民有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が行なう場合
  - (2) 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
  - (3) 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- (1) 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
  - (1)の 2 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

- (2) 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- (3) 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4 第1項の許可には、条件を附することができる。
- 5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

#### (監督処分)

**第10条の3** 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第1項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

## 第2章の2 営林の助長及び監督等

### 第1節 市町村等による森林の整備の推進

#### (伐採及び伐採後の造林の届出)

**第10条の8** 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- (2) 第10条の2第1項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- (3)～(11) (略)

2及び3 (略)

## 第5章 都道府県森林審議会

#### (設置及び所掌事務)

**第68条** 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

- 2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

**第70条** 都道府県森林審議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

**第71条** 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

**第73条** この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

**第7章 雑 則**

(不服申立て)

**第190条** 第10条の2、第25条から第26条の2まで、第27条第3項ただし書（第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）、第33条の2（第44条において準用する場合を含む。）、第34条（第44条において準用する場合を含む。）、第41条若しくは第43条第1項の規定による処分又は第28条（第33条の3及び第44条において準用する場合を含む。）に規定する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、審査請求をすることができない。

2及び3 (略)

**第8章 罰 則**

**第206条** 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条の2第1項の規定に違反し、開発行為をした者

(2) 第10条の3の規定による命令に違反した者

(3)～(4) (略)

**第212条** 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第205条から第210条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

## 森林法施行令（抄）

昭和26年7月31日 政令第276号

最終改正 令和4年9月22日 政令第313号

### （開発行為の規模）

**第2条の3** 法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 1 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡張部分を除く。）の幅員3メートル
- 2 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積0.5ヘクタール
- 3 前2号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1ヘクタール

（略）

附則

この政令は、令和5年4月1日から施行する。

### （都道府県森林審議会の部会）

**第7条** 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもって総会の決議とすることができる。

## 森林法施行規則（抄）

昭和26年8月1日 農林省令第54号

最終改正 令和5年12月28日 農林水産省令第64号

### （開発行為の許可の申請）

**第4条** 法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- (1) 開発行為に係る森林の位置図及び区域図
- (2) 開発行為に関する計画書
- (3) 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- (4) 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (5) 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）
- (6) 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

### （開発行為の許可を要しない事業）

**第5条** 法第10条の2第1項第3号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- (5) 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2項に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- (6) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- (7) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- (8) 港湾法第2章の規定により設立された港湾局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法

律第 83 号) 第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。) 又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。) 若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。) の用に供する施設

(10) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号) 第 2 条第 1 項に規定する博物館

(11) 航空法(昭和 27 年法律第 231 号) による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

(12) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号) 第 2 条第 13 項に規定するガス工作物(同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。)

(13) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号) 第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業

(14) 工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号) 第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設

(15) 自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号) 第 2 条第 5 項に規定する一般自動車ターミナル

(16) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、同項第 10 号に規定する送電事業又は同項第 11 号の 2 に規定する配電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物

(17) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業(第 13 号に該当するものを除く。)

(18) 熱供給事業法(昭和 47 年法律第 88 号) 第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設

(19) 石油パイプライン事業法(昭和 47 年法律第 105 号) 第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設

#### (伐採及び伐採後の造林の届出)

**第 9 条** 法第 10 条の 8 第 1 項の届出書は、伐採を開始する日前 90 日から 30 日までの間に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、伐採をする者と当該伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

3 及び 4 (略)

#### (申請書等の様式)

**第 106 条** 第 4 条の申請書、第 6 条第 2 項の指定申請書、第 7 条第 1 項の届出書、第 9 条第 1 項の届出書、第 12 条(第 13 条第 2 項において準用する場合を含む。) の申請書、第 14 条の 2 の報告書、第 15 条の届出書、第 29 条の 2 第 1 項の申請書、第 29 条の 3 の申出書、第 29 条の 5 第 1 項の申請書、第 34 条の認定請求書、第 42 条第 1 項及び第 2 項の変更認定請求書、第 44 条第 2 項の届出書、第 45 条の届出書、第 48 条第 1 項の申請書、第 51 条の意見書、第 59 条の申請書、第 60 条第 2 項の届出書、第 61 条の申請書、第 63 条第 2 項の届出書、第 65 条第 1 項及び第 66 条の届出書、第 68 条の届出書、第 76 条の異議申立書、第 79 条の申請書、第 92 条第 4 項の認定書、第 94 条第 1 項の受

験願書、同項第 3 号の書類、第 95 条第 1 項の合格証書、同条第 2 項の再交付申請書、第 104 条の 3 第 1 項の申出書並びに第 104 条の 5 第 1 項の申出書の様式は、別に定めて告示する。

# 森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（抄）

〔昭和37年7月2日 農林省告示第851号  
最終改正 令和4年9月30日 農林水産省告示第1493号〕

## 1 規則第4条の申請書の様式

林 地 開 発 許 可 申 請 書	
年      月      日	
都 道 府 県 知 事   殿	
住   所 申請者   氏   名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	
次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。	
開発行為に係る森林の 所      在      場      所	<span>市      町</span> <span>大字      字</span> <span>地番</span>     <span>郡      村</span>
開発行為に係る森林の 土      地      の      面      積	
開   発   行   為   の   目   的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開   発   行   為   の   施   行   体   制	
備                                  考	

### 注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

## 開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて

〔平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整治第 2396 号  
最終改正 令和 4 年 11 月 15 日付け 4 林整治第 1187 号〕

この度、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定による技術的助言として、別紙のとおり、開発行為の許可制に関する事務の取扱いに係る留意事項が定められ、平成 14 年 4 月 1 日から適用することとされたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

なお、下記の通知は、廃止することとされ、下記の 7 に掲げる通知の一部が別紙 2 の新旧対照表のとおり改正されたので、御留意願いたい。

おって、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしくお願いしたい。

以上、命により通知する。

### 記

#### 1 省略

2 「森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律の公布施行について」（昭和 49 年 5 月 30 日付け 49 林野企第 41 号農林事務次官依命通知）

3 「森林法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律の施行について」（開発行為の許可制及び伐採の届出制関係）（昭和 49 年 10 月 31 日付け 49 林野企第 82 号農林事務次官依命通知）

#### 4～7 省略

### 別紙

## 開発行為の許可制に関する事務の取扱いについて

### 第 1 開発行為の許可対象（森林法第 10 条の 2 第 1 項関係事項）

#### 4 対象外の開発行為

- (1) 「国又は地方公共団体が行なう場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号）。

国及び地方公共団体（国又は地方公共団体とみなされる法人を含む。）の行う開発行為が許可制の適用対象外とされている理由は、制度運用の当事者又は行政組織を通じ制度趣旨等が貫徹されるためである。

なお、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）附則第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の業務（同号の業務にあっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 78 号）第 3 条の規定による改正前の機構法第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号の国又は地方公共団体とみなされる。

## 森林法施行細則（抄）

〔 昭和 28 年 8 月 13 日 愛知県規則第 41 号  
最終改正 令和 4 年 3 月 29 日 愛知県規則第 7 号 〕

### （公表及び公示の方法）

**第 1 条** 森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）の規定により知事が行う公表及び公示は、別に定めのあるものを除き、愛知県公報に登載して行う。

### （標識の設置）

**第 2 条** 法第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 2 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者は、当該行為の施行の期間中当該行為施行地の見やすい場所に標識（様式第 1）を設置しておかなければならない。

### （開発行為の許可に係る事項の変更）

**第 3 条** 法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可（以下「開発行為の許可」という。）を受けた者は、当該開発行為の許可に係る事項を変更しようとするときは、林地開発変更許可申請書（様式第 2）に森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「省令」という。）第 4 条に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、森林の有する公益的機能を維持する上で支障がない軽微な変更として知事が定めるものについては、この限りでない。

### （開発行為の許可に係る着手届等）

**第 4 条** 開発行為の許可を受けた者は、当該開発行為の許可に係る工事に着手したときは林地開発行為着手届（様式第 3）を、当該工事が完了したときは林地開発行為完了届（様式第 4）を、遅滞なく、知事に提出しなければならない。

### （開発行為の許可に係る中止届等）

**第 5 条** 開発行為の許可を受けた者は、当該開発行為の許可に係る工事を中止し、又は廃止しようとするときは、林地開発行為中止（廃止）届（様式第 5）を知事に提出するとともに、開発区域内及び周辺の地域において災害等が発生しないように必要な措置を講じなければならない。

### （開発行為の許可に係る地位承継届）

**第 6 条** 開発行為の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為地位承継届（様式第 6）を知事に提出しなければならない。

### （愛知県森林審議会の委員の数等）

**第 10 条** 愛知県森林審議会（以下「審議会」という。）の委員の数は、15 人以内とする。

- 2 審議会に保全部会（以下「部会」という。）を置く。
- 3 部会に所属する委員の数は、7 人以内とする。
- 4 部会は、森林の保全に関する事項を審議する。

（書類の經由）

**第12条** 法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、別表の上欄に掲げる関係の場所の所在地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる農林水産事務所の長を経由しなければならない。

別表（第12条関係）

区 分	経 由 先
一宮市 瀬戸市 春日井市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 尾張旭市 岩倉市 豊明市 日進市 清須市 北名古屋市 長久手市 愛知郡 西春日井郡 丹羽郡	愛知県尾張農林水産事務所
津島市 愛西市 弥富市 あま市 海部郡	愛知県海部農林水産事務所
半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 知多郡	愛知県知多農林水産事務所
岡崎市 碧南市 刈谷市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 額田郡	愛知県西三河農林水産事務所
豊田市 みよし市	愛知県豊田加茂農林水産事務所
新城市 北設楽郡	愛知県新城設楽農林水産事務所
豊橋市 豊川市 蒲郡市 田原市	愛知県東三河農林水産事務所

## 林地開発施行要領

平成12年3月31日付け 12治第60号  
最終改正 令和7年3月31日付け 6森保第1129号

### (目的)

**第1** この要領は、森林法（昭和26年法律第249号）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）、及び森林法施行細則（昭和28年愛知県規則第41号）に基づく林地開発許可等について必要な事項を定めるものとする。

### (林地開発許可に係る事項の変更)

**第2** 林地開発許可に係る事項の変更の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 森林法施行細則第3条に規定する林地開発変更許可に当たるものは、次に掲げる以外のものとする。

ア 工事の着手年月日及び完了予定年月日の変更

イ 工事の工程の変更

ウ 開発行為をしようとする森林の区域の減（林地開発審査基準の別表「残置森林率又は森林率及び森林の配置等に関する基準」を満たしているものに限る。）及び開発行為をしようとする森林以外の区域の増減。

エ 開発行為に係る森林の面積のおおむね20パーセント以下の増減（1ヘクタール以下のものに限る。）

オ その他の軽微な変更

(2) 林地開発変更許可に該当するもの以外は、林地開発許可変更届により処理するものとする。

### (開発行為に係る届出書等の様式)

**第3** 森林法施行細則に規定するもの以外の届出等の様式については、原則として次のとおりとする。

(1) 林地開発行為に係る防災施設設置完了報告書（様式第1）

(2) 林地開発行為施行状況報告書（様式第2）

(3) 出来形数量等対比表（様式第3）

(4) 林地開発許可変更届出書（様式第4）

(5) 林地開発行為完了届（部分完了）（様式第5）

(6) 出来形数量等対比表（部分完了）（様式第6）

(7) 林地開発行為に係る災害発生報告書（様式第7）

(8) 林地開発行為に係る土地の権利譲渡届（様式第8）

(9) 代表者等変更届（様式第9）

### (林地開発行為に係る連絡調整)

**第4** 森林法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定により、許可制が適用されない場合にあつては、開発行為をしようとする者はあらかじめ知事と連絡調整を行うものとする。

### (連絡調整の変更等)

**第5** 連絡調整をした者は、開発行為の変更をしようとするとき並びに工事の着手及び完了をしたときは第6に定める様式により届出を行うものとする。

**(連絡調整に係る通知書等の様式)**

**第6** 連絡調整に係る通知書等の様式については、原則として次のとおりとする。

- (1) 地域森林計画対象民有林における開発行為の実施計画について（通知）（様式第10）
- (2) 連絡調整に係る林地開発行為の変更届（様式第11）
- (3) 連絡調整に係る林地開発行為の着手届（様式第12）
- (4) 連絡調整に係る林地開発行為の完了届（様式第13）

**(その他)**

**第7** この要領に規定の届出書等の用紙の大きさは、原則として日本産業規格A4とする。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1

林地開発行為に係る防災施設設置完了報告書   年    月    日   愛 知 県 知 事 殿   住所 氏名（名称及び代表者氏名）   森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為について、 次の防災施設の設置が完了しました。	
許可年月日及び許可番号	
施行地（開発行為に係る 森林の土地の所在場所）	
開 発 行 為 の 目 的	
防 災 施 設 の 名 称	
設 置 完 了 年 月 日	
備 考	1 工事記録写真・・・・・・・・・・別添 1 のとおり

備 考

- 1 工事記録写真は、防災施設等の施行状況を明示する写真を中心に添付すること。

様式第 2

林 地 開 発 行 為 施 行 状 況 報 告 書   年    月    日				
愛 知 県 知 事 殿   住所 氏名（名称及び代表者氏名）   森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為の    年 月    日現在の施行状況を次のとおり報告します。				
許可年月日及び許可番号				
施行地（開発行為に係る 森林の土地の所在場所）				
開 発 行 為 の 目 的				
施 行 状 況 ( 進 捗 率 )	区    分	進捗率	備    考	
	全 体 工 事	%		
	内 訳	伐採工事		
		〇〇工事		
		~~~~~		
		〇〇〇〇		
備 考	1 出来形数量等対比表・・・別紙 1 のとおり 2 工事記録写真・・・・・・・・別紙 2 のとおり			

備 考

- 1 施行状況の区分の内訳欄は、伐採工事、土工事、排水工事、法面保護工事、防災施設工事、その他に分けて、それぞれ進捗率を記載すること。
- 2 工事記録写真には、写真撮影位置図を必ず添付すること。

様式第 3

出 来 形 数 量 等 対 比 表 年 月 日現在					
工 種	規 格	①設計数量	②出来形数量	差 引(②-①)	備 考

備 考

備考欄は、数量の増減理由等について記載すること。

様式第 4

林 地 開 発 許 可 変 更 届 出 書 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 住所 氏名（名称及び代表者氏名） 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為を、次のとおり変更したいので届出します。		
許可年月日及び許可番号		
施行地（開発行為に係る森林の土地の所在場所）		
開 発 行 為 の 目 的		
変 更 理 由		
変 更 事 項	新	旧
備 考		

備 考

- 1 変更理由及び変更事項の欄は、変更事項等が複雑なときは「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載し添付することとして差し支えない。
- 2 変更事項が土地利用計画の変更のときは新旧を対比した面積、図面等を、また、防災施設等の変更のときは計算書等を添付すること。
- 3 備考欄は、他法令に基づく許認可等に関する変更の手続きの状況等を記載すること。

様式第 5

林 地 開 発 行 為 完 了 届 （ 部 分 完 了 ） 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 住所 氏名（名称及び代表者氏名） 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為は、次のとおり完了しました。		
許可年月日及び許可番号		
施行地（開発行為に係る森林の土地の所在場所）		
開 発 行 為 の 目 的		
完 了 年 月 日	工区～ 工区のうち 工区(出来形平面図のとおり)	
工事 施 行 者	住 所	
	氏 名 (名称及び代表者氏名)	
	連 絡 先	(TEL -)
備 考	1 工事記録写真・・・・・・・・・・別添 1 のとおり 2 出来形平面図・・・・・・・・・・別添 2 のとおり 3 出来形数量等対比表・・・・・・・・別添 3 のとおり 4 完了に係る土地の利用関係・・・・別添 4 のとおり	

備 考

- 1 工事記録写真は、防災施設等の施行状況を明示する写真を中心に添付すること。
- 2 出来形平面図には、切土・盛土の区分、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置、残置した森林の区域、主な写真の撮影位置・方向等を明示すること。
- 3 出来形数量等対比表には、防災施設の工種、規格、設計数量、出来形数量、差引増減等を明示すること。
- 4 完了に係る土地の利用関係は、完了に係る土地の転用前後の表とすること。

様式第 6

出来形数量等対比表（部分完了）							
年 月 日現在							
工 種	規 格	① 設計数量	② 全体の出来形数量	③ ②のうち完了確認済	④ ②のうち今回完了	⑤ (残数量) 差引増減	備 考

- 備考 1 ①は、上段に事業区域全体の設計数量を（ ）書し、下段に部分完了区域に係る設計数量を裸書すること。
 2 ④は、今回の部分完了区域に係る出来形数量を記載すること。
 3 ⑤は、上段に事業区域全体の残数量を（ ）書し、下段に今回の部分完了区域に係る差引増減数量(①－④)を裸書すること。
 4 備考は、今回の部分完了区域における増減理由等を記載すること。

様式第 7

林地開発行為に係る災害発生報告書		
年 月 日		
愛 知 県 知 事 殿		
住所 氏名（名称及び代表者氏名）		
森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域において、次のとおり災害が発生したので報告します。		
施行地（開発行為に係る森林の土地の所在場所）		
開 発 行 為 の 目 的		
災 害 の 発 生 年 月 日		
災 害 の 発 生 原 因		
災 害 の 発 生 区 域		別添図面のとおりに（面積 ヘクタール）
被 害 の 状 況		
災害対策	応 急 対 策	
	恒 久 対 策	
備 考	1 許可年月日等 2 写真、復旧計画書等	

備 考

- 1 被害の状況は、写真、図面等を添付して具体的に記載すること。
 2 災害対策は、復旧計画書、図面等を添付して具体的に記載すること。

様式第 8

林地開発行為に係る土地の権利譲渡届 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 住所 氏名（名称及び代表者氏名） 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る土地の権利を、次のとおり譲渡しました。	
許可年月日及び許可番号	
施行地（開発行為に係る森林の土地の所在場所）	
開 発 行 為 の 目 的	
譲 渡 に 係 る 土 地 の 所 在 場 所	譲 受 人 の 住 所 ・ 氏 名

様式第 9

代 表 者 等 変 更 届 年 月 日 愛 知 県 知 事 殿 住所 氏名（名称及び代表者氏名） 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた代表者等について、次のとおり変更が生じました。	
許可年月日及び許可番号	
施行地（開発行為に係る森林の土地の所在場所）	
開 発 行 為 の 目 的	
変 更 年 月 日	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他	

備 考

1 変更事項は、新・旧を対照し、具体的に記載すること。

2 変更に伴う資料を添付すること。

様式第 10

番 号
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住所
氏名（名称及び代表者氏名）

地域森林計画対象民有林における開発行為の実施計画について（通知）

このことについて、下記のとおり実施しますので、御承知ください。

記

1 開発行為の目的及び概要

- (1) 目 的
(〇〇地区〇〇事業) 〇〇〇用地
(2) 概 要

2 開発行為に係る森林の所在場所及び面積

〇〇市〇〇町〇〇〇〇〇〇 始め〇〇筆（森林の所在場所一覧表は別添資料 No.〇のとおり）

3 当該地の選定理由

4 土地の利用状況

転用後 転用前		〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	造成森林	小 計	残 置 森 林		計
							15年生以下	16年生以上	
地域森林 計画対象 民有林	保安林等								
	普 通 林								
上 記 以 外 の 森 林									
農 地									
宅 地									
そ の 他									
計									

注 1 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位まで記載すること。

2 保安林等は、保安林、保安林予定森林及び海岸保全区域内の森林を記載すること。

5 開発行為の予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 災害の防止計画

(1) 防災施設等の概要

ア 主な防災施設の名称及び数量

区 分	施 設 の 名 称 及 び 数 量
排 水 施 設	U字溝 ○○ (L = m) ヒューム管 ○○ (L = m) ○○○○ ◇◇ (L = m)
沈 砂 池	(工事中) (工事後)
調 節 池	(工事中) (工事後)
法面保護施設	種子吹付 m ² 、張芝 m ² 擁 壁 H = m (L = m)、H = m (L = m)
そ の 他	切土 m ³ 、1 : ○ ~ 1 : ○ 盛土 m ³ 、1 : ○ ~ 1 : ○ 残土 (不足土) m ³ 、残土の処理方法 (不足土の調達方法) を記載する。

イ 防災施設の維持管理方法

(2) 設計根拠 (使用した計算式及び因子等)

ア 排水施設

(ア) 雨水流出量

$$Q_1 = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q_1 : 雨水流出量 (m³/sec)
 f : 流出係数 (林地=○○、草地=○○、裸地=○○)
 r : 設計雨量強度 (○○mm/hr)
 A : 集水区域 (ha)

(イ) 排水施設流量

$$Q_2 = v \cdot a$$

(流 速)

$$v = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q_2 : 排水流量 (m³/sec)
 v : 流 速 (m/sec)
 a : 断面積 (m²)
 v : 流 速 (m/sec)
 n : 粗度係数 (U字溝=○○、ヒューム管=○○、
 △△△=○○)
 R : 径 深
 I : 勾 配

イ 土砂の流出量等

(ア) 工事中

裸地=○○m³/ha 年、草地=○○m³/ha 年、△△=○○m³/ha 年

(イ) 工事後 (○年間貯留する)

裸地=○○m³/ha 年、草地=○○m³/ha 年、△△=○○m³/ha 年

(ウ) ◇◇◇◇

(沈砂池、擁壁、洪水調節池等)

7 水害の防止計画

(1) 水害防止の必要性の有無及びその検討結果等

有 (又は無) (検討結果 :)

なお、○○川の河川管理者である○○とは、○年○月○日に打合せを行い同意を得ている。

(2) 洪水調節池等の計画

8 水の確保等の計画

(1) 水量の確保の必要性の有無及びその理由等

有（理由： _____ ）

（確保の方法： _____ ）

無

(2) 流出土砂による水質悪化の防止計画

9 環境の保全計画

(1) 残置森林等の面積及び割合

区 分		面 積	割 合	備 考
開発前	① 保安林等＋開発行為をしようとする森林	ha	(%)	
開発後	② 残置森林	ア 15年生以下	ア/①×100	
		イ 16年生以上	イ/①×100	残置森林率
	③ 造成森林		③/①×100	
	④ 小 計		(②+③)/①×100	森林率
	⑤ 造成緑地		⑤/①×100	
	⑥ 計		(④+⑤)/①×100	

(2) 造成森林、造成緑地の造成方法

(3) 残置森林等の維持管理方法

(4) 景観の維持対策

10 その他参考となる事項

(1) 事業実施等の許認可の状況

(2) その他

11 添付書類

(1) 資 料

①森林の所在場所一覧表 ②工事工程表 ③現況写真

④防災施設計画計算書（排水施設、沈砂池、洪水調節池等に係るとりまとめ表等） 等

(2) 図 面

①位置図 ②区域図（公図の写し） ③現況図 ④利用計画平面図 ⑤土工定規図（標準断面図）

⑥防災等計画平面図 ⑦構造図（沈砂池、排水施設、擁壁等） ⑧流域現況図 等

注意事項

1 森林法第10条の2第1項第1号に該当する場合は、代表者氏名の記載を省略することができる。

2 1の(1)「目的」欄には、事業名を（ ）書き等で記載する。

3 1の(2)「概要」欄には、再生可能エネルギー発電設備の設置が目的である場合には、発電容量、FIT認定の有無、風力発電の場合は風車の基数を記載すること。

4 2「開発行為に係る森林の所在場所及び面積」欄については、筆ごとの一覧表はなくてもよいが、字単位に集計した筆数と面積（全体からの按分面積でもよい）の一覧表を添付する。

5 6の(1)のア「災害の防止計画」の「主な防災施設の名称及び数量」欄の「その他」の項目については、土量の状況（切土、盛土、残土及び不足土）を記載する。

なお、残土又は不足土がある場合には、その処理（又は調達）の場所及び方法を記載する。

- 6 6の(1)のイ「災害の防止計画」の「防災施設の維持管理方法」欄は、工事中及び工事後の沈砂池等の安全対策等を具体的に記載し、防災施設の維持管理方法について開発完了後も含め記載する。
- 7 6の(2)「災害の防止計画」の「設計根拠」欄及び7「水害の防止計画」欄については、使用した計算式及び因子を必ず記載する。なお、林地開発許可の審査基準と異なる場合には、“〇〇〇設計基準による”等と必ず明記する。
- 8 7の(1)「水害の防止計画」の「水害防止の必要性の有無及びその検討結果等」欄には、河川等管理者の同意の状況についても記載すること。
- 9 10の(1)「その他参考となる事項」の「事業実施等の許認可の状況」欄は、事業実施上の許認可及び土地利用規制上の許認可等の手続きの状況（法令名、規制の内容、申請年月日等）を記載すること。
- 10 11の(1)「資料」の「④防災施設計画計算書」とは、排水施設、沈砂池、洪水調節池等に係るとりまとめ表等をいう。
- 11 11の(2)「図面」は、「林地開発許可申請書の様式一及び記載例」の「図面作成上の留意事項」を参考に作成すること。
- 12 11の(2)「図面」のうち②区域図、③現況図、④利用計画平面図、⑥防災等計画平面図には、地域森林計画対象森林を明示する。

様式第 11

連絡調整に係る林地開発行為の変更届	
番 年 月 号 日	
愛 知 県 知 事 殿	
住所 氏名（名称及び代表者氏名）	
年 月 日付けで通知しました林地開発行為を、次のとおり変更します。	
施行地（開発行為に係る 森林の土地の所在場所）	
開 発 行 為 の 目 的	
変 更 理 由	
変 更 事 項	
備 考	

様式第 12

連絡調整に係る林地開発行為の着手届	
年 月 日	
愛 知 県 知 事 殿	
住所 氏名（名称及び代表者氏名）	
年 月 日付けで連絡調整をした林地開発行為は、次のとおり着手しました。	
施行地（開発行為に係る 森林の土地の所在場所）	
開 発 行 為 の 目 的	
着 手 年 月 日	
完 了 予 定 年 月 日	
工 事 施 行 者	住 所
氏 名 (名称及び代表者氏名)	
備 考	

備 考

備考欄には、他法令等の許可年月日及び許可番号を記載すること。

